

あきる野市次世代育成支援行動計画

平成 22 年（2010 年）3 月

あ き る 野 市

はじめに



本市はこれまで、平成17年3月策定の「あきる野市地域保健福祉計画」にあわせて策定した「あきる野市次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭や地域における「子育て・子育て」への対応を充実させるべく、さまざまな施策を展開してきました。

この計画は、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成されるよう、あきる野市における「子育て・子育て」支援策を地域の皆様とともに取り組むための指針となるものです。

このたび、本計画が新たな計画期間を迎えることから、市民検討委員会での検討内容を中心に市職員によるプロジェクトチームでの意見や市ホームページ等で実施したパブリックコメントによる市民からの意見を取り入れ、平成22年度から平成26年度までの5か年を計画期間とする「あきる野市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

「子育て・子育て」を取り巻く環境は、人間関係の希薄化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、地域社会に伝統的にあった祖父母や地域住民が関わる機会も少なくなってきました。

あきる野市は、豊かな自然と歴史に生まれ、人と人が、お互いに助け合う温かい地域社会を形成しているまちです。この郷土の地域力を活かし、子供たちが将来に向けて夢と希望を持ち続け、人間性を尊重しあえる自立した人間に成長することを願い、将来、親となっても、充実した「子育て・子育て」ができるよう、皆様とともに計画の実現に向けて努めてまいりたいと思います。

皆様のなお一層のご理解とご協力をお願いします。

平成22年（2010年）3月

あきる野市長 臼井 孝

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の性格、位置づけ	2
第3節 計画の期間	4
第4節 国・東京都等の子どもをめぐる動向	5
第2章 計画でめざす あきる野市の次世代育成支援行動計画	7
第1節 基本理念	7
第2節 基本的な考え方	8
第3節 目標	9
第3章 あきる野市の子どもをめぐる現状と課題	10
第1節 各種統計データから	10
第2節 アンケート調査の結果から	17
第3節 児童福祉施設及び学校施設等の状況	26
第4節 計画の取り組み成果	28
第5節 課題	30
第4章 次世代育成支援行動計画の今後の展開	31
第1節 施策体系	31
第2節 施策の取り組み方針	32
第3節 事業計画	48
第5章 計画の推進	67
第1節 計画の推進体制	67
第2節 計画の公表・評価	67

資料編

資料 1	あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱	71
資料 2	あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会委員名簿	73
資料 3	あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム 設置要領	74
資料 4	計画の策定経過	76
資料 5	あきる野市次世代育成支援に関するニーズ調査	77
資料 6	用語の説明	78

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

従来、少子化の主たる原因であった晩婚化・未婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象の把握と急速な少子化の進行を踏まえ、少子化の流れを変えるため、従来の取り組みに加え、もう一段の対策を推進することが必要とされ、平成15年7月に国において「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。さらに、少子化が進行している現状から、次代を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図り、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため、平成20年12月に次世代育成支援対策推進法の一部が改正されました。

この法律では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とし、集中的・計画的な取り組みを「行動計画」として取りまとめることを地方公共団体及び企業などに義務づけています。

本市では、平成12年3月に、平成12年度から21年度までの10か年を計画期間とする「あきる野市地域保健福祉計画」を策定し、「元気でいきいき、安心して暮らせるまち“あきる野”」をめざし、各種保健福祉施策の充実に努めてきました。この理念をさらに具体化し、児童とその保護者及び子育てに関わるすべての市民が、充実した子育て、子育てができるように、平成17年3月に「あきる野市次世代育成支援行動計画」を策定し、子どもと家庭への支援を推進しています。

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条により、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画とし、その後の社会経済情勢、子どもを取り巻く環境の変化等に迅速かつ柔軟に対応していくため、前期計画の進捗状況を評価し、取り組みの見直し提案等も踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間の後期計画を策定するものです。

2 計画策定の目的

本計画は、平成17年3月に策定した前期計画の見直しを図り、本市が今後、子育て支援の方向性や目標を総合的かつ計画的に推進するためのものです。

第2節 計画の性格、位置づけ

「次世代育成支援地域行動計画」は、「あきる野市地域保健福祉計画」の一環として、あきる野市における市民、市、民間事業者等の子どもに関連する支援策の総合的な指針となるものです。

本計画は、少子化の流れを変えるために集中的・計画的な取り組みを促進することを目的とする10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」によって、地方公共団体に策定が義務付けられています。

《次世代育成支援行動計画の位置づけ》



《参考》

■次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

平成 17 年 4 月から施行、平成 20 年 12 月に一部改正

■児童福祉法

(子育て支援事業)

第21条の9 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であって主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

- (1) 児童及びその保護者又はその他の者の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- (2) 保育所その他の施設において保護者の児童の養育を支援する事業
- (3) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

昭和 22 年 12 月から施行、平成 20 年 12 月に一部改正

第3節 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から、平成26（2014年度）までの5か年とします。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

《参考：各計画の計画期間》

計 画	平成・年度												
	13	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	32	
あきる野市総合計画 ヒューマン・グリーンあきる野	基本構想												
	← 前期基本計画						← 後期基本計画 →						
あきる野市 地域保健福祉計画 ・次世代育成支援行動計画 ・障害者計画 ・高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 ・健康増進計画 ・地域福祉計画	← 現 行						← 改 定						
あきる野市 次世代育成支援行動計画	← 現 行						← 改 定						
あきる野市障害福祉計画	← 第1期			← 第2期			← 第3期			← 第4期			
あきる野市 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	← 第1期	← 第2期	← 第3期	← 第4期	← 第5期								
あきる野市健康増進計画 (めざせ健康あきる野21)							← 中間評価						28
あきる野市 地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)							← 中間評価						27

第4節 国・東京都等の子どもをめぐる動向

1 少子化の動向

わが国の出生率は、一貫して低下傾向が続き、平成17年には合計特殊出生率（女性が一生の間に生むと考えられる子供の数）で1.26まで低下しましたが、平成18年に増加に転じ、平成20年では1.37となっています。しかし、人口を維持するために必要だとされている2.08と比較すると、依然として少子化が進行しているといえます。東京都全体でも平成17年以降は増加傾向にありますが、平成20年では1.09と全国に比較して低い数値になっています。

婚姻についてみると、平成20年の婚姻件数は72万6,113組で、前年の71万9,822組より6,291組増加しました。婚姻率（人口千人あたり）は過去最低だった平成17年の5.7からほぼ横ばいで推移しており、平成20年では5.8となっています。日本人の平均初婚年齢は、平成20年で夫が30.2歳（前年は30.1歳）、妻が28.5歳（同28.3歳）と上昇傾向を続けており、晩婚化が進行しています。また、第1子を出生したときの母親の平均年齢が29.5歳（同29.4歳）と晩産化も進行しています。高年齢になると、出産を控える傾向があることから、晩婚化や晩産化は少子化の原因となっています。

また、人口は平成16年の127,787千人をピークに減少に転じており、人口減少社会に突入しています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」では、合計特殊出生率は、平成67年には1.26になると仮定しています。

2 子どもに関する施策をめぐる動向

国：次世代育成支援対策推進法 平成15年

都：次世代育成支援東京都行動計画 平成17年

－ 次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成へ

- ・ 集中的・総合的な取り組みを行うために国において平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年12月に一部が改正されました。この法律では、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とし、今後10年間の集中的・計画的な取り組みを「行動計画」として取りまとめることを地方公共団体及び企業などに義務づけられています。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく都の対策と区市町村への支援策を盛り込んだ都における地域行動計画として、平成17年4月に「次世代育成支援東京都行動計画」が策定されました。この計画は、出産前から子育て期、そして社会への自

立期まで子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するもので、青年期までも含むものとしては都として初めての総合的な計画です。また、この計画は児童福祉法に基づく「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭自立支援計画」を包含しています。

国：「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 平成 19 年

- 仕事と生活の調和の実現、包括的な次世代育成支援の枠組みの構築へ

- ・ 国の近年の議論として、「日本の将来推計人口（平成 18 年 12 月推計）」において示された少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、平成 19 年に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議において、国における次世代育成支援のための新たな方向性として「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が車の両輪として示されました。

市：あきる野市次世代育成支援行動計画 平成 17 年

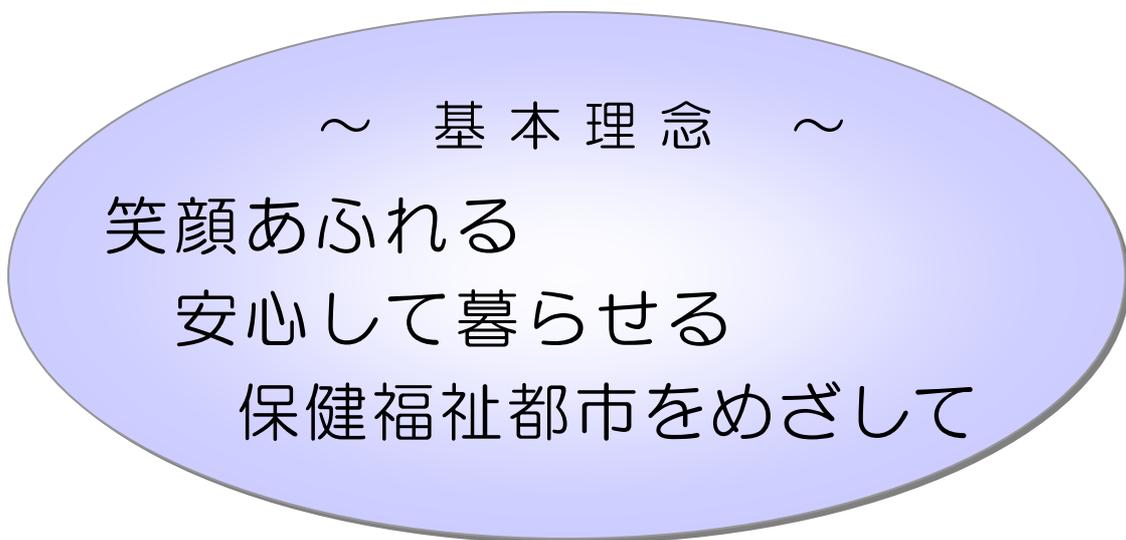
- 子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざして

- ・ 本市においても「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するために平成 17 年 3 月に「あきる野市次世代育成支援行動計画」を策定し、具体的な施策と目標量が示されています。

第2章 計画でめざす あきる野市の次世代育成支援行動計画

第1節 基本理念

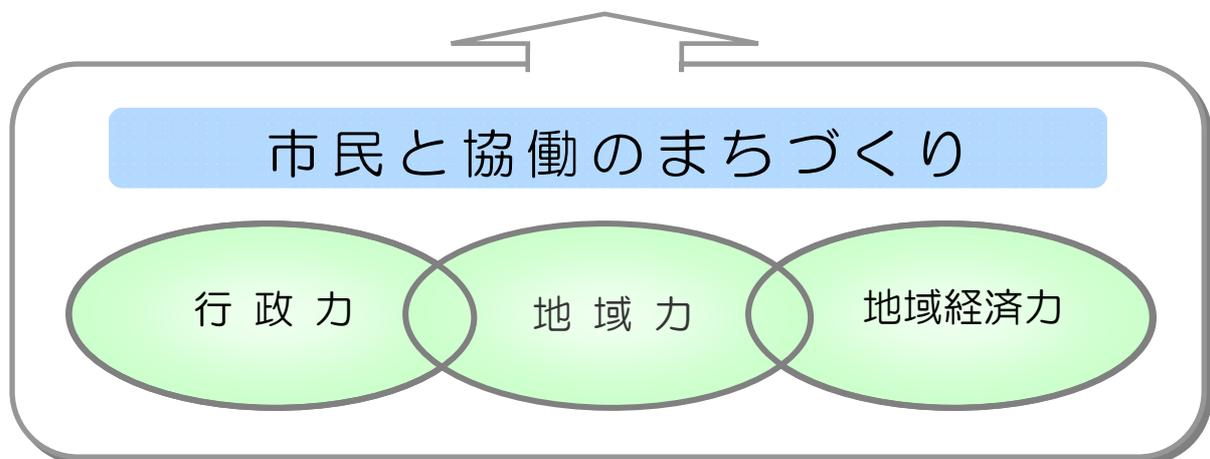
市民・事業者・行政が協働して、市民一人ひとりの状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、すべての市民が安心して暮らすことができる生活環境を創っていきます。また、市民自らが積極的に地域社会に参加し、誰もが生きがいを持ちながら、笑顔あふれる生活をおくることができる保健福祉都市をめざします。



市民自ら創り上げる
安心な郷土

地域全体で支え合う
健やかな郷土

子どもたちを地域で
守り・育む郷土



第2節 基本的な考え方

1 子ども本人の人間性を尊重します

わが国は、児童の権利に関する条約の締結国として、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが求められています。このような中で、子育て支援サービス等を受ける主体は子ども自身である、という視点に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重します。

また、子どもは、次代の親であるとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野から健全育成に取り組みます。

2 すべての子どもと家庭を支援します

子育てと仕事の両立を支援するだけでなく、子育ての孤立化といった問題等も踏まえ、広くすべての子どもと家庭へ支援するという視点に立った施策を推進します。

3 地域全体による子育て支援への参加を促進します

子育てについて第一義的責任をもっているのは父母その他の保護者になりますが、同時に子どもは次代の地域を支える重要な一員であるという視点に立って、地域住民、企業、行政を含めた地域全体が協力し、様々な担い手の下で地域の社会資源を十分に活用した対策を進めます。特に、子育ては、男女が協力して行うべきものとの視点に立った取り組みを推進します。

4 多様なサービスニーズに対応します

核家族化や都市化の進行等による社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴って、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。このような多様な個別のニーズに柔軟に対応していくとともに、利用者が安心してサービスを利用できるように、サービスの質を確保します。

第3節 目標

子どもたちがのびのび育ち

楽しく子育てができる環境をめざして

子育てについての第一義的責任を有する父母その他保護者を十分に支援しつつ、地域全体が子育てに参加することにより、次代のある野市の担い手である子どもが心身ともに健やかに育つまちをめざします。



のびのび育つ子どもたちの笑顔

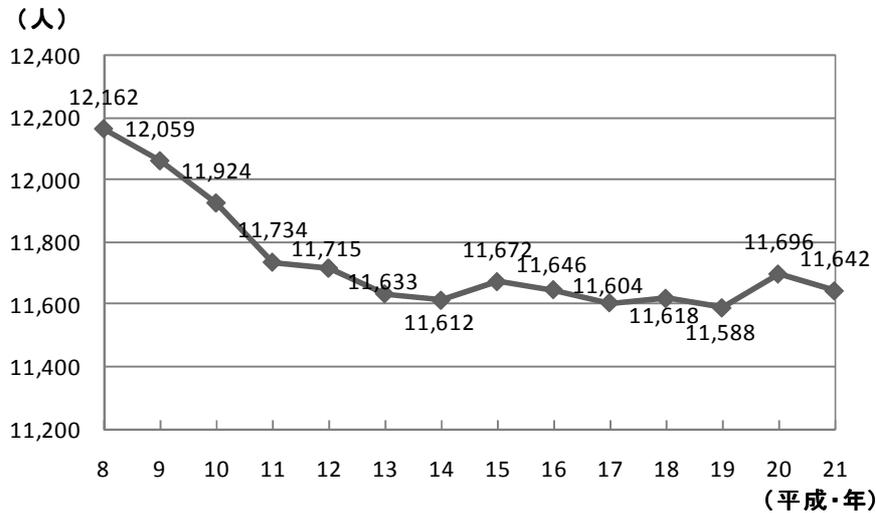
第3章 あきる野市の子どもをめぐる現状と課題

第1節 各種統計データから

(1) 年少人口の推移

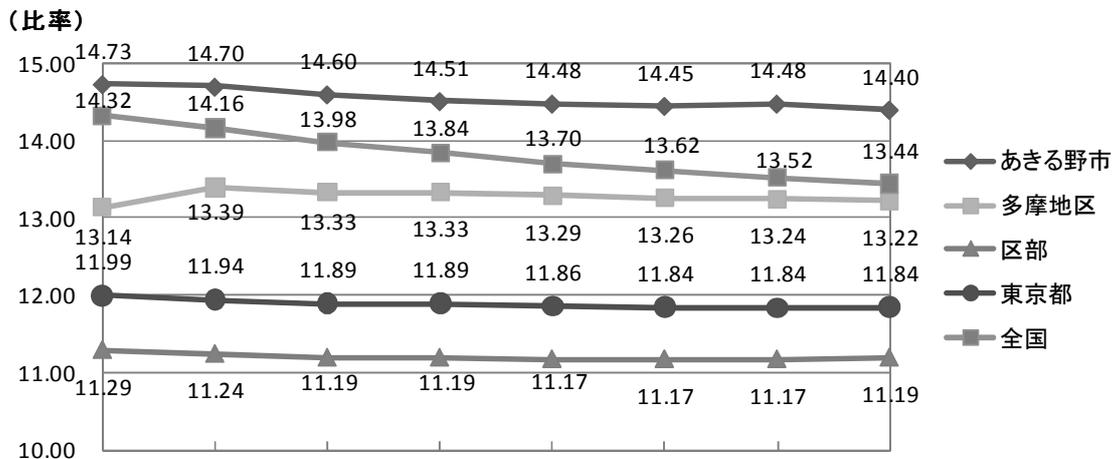
14歳以下の年少人口は、平成14年まで減少を続けていましたが、平成15年以降はほぼ横ばいで11,600人から11,700人の間で推移しています。全人口に占める年少人口の割合も僅かながら減少しており、平成21年には14.40%になっています。しかし、東京都11.84%や多摩地区13.22%と比較すると割合は高く、都内では比較的小さい市と言えます。

図1 あきる野市の年少人口（14歳以下）の推移



資料) 東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

図2 全人口に占める年少人口（14歳以下）の割合



平成14年 平成15年 平成16年 平成17年 平成18年 平成19年 平成20年 平成21年

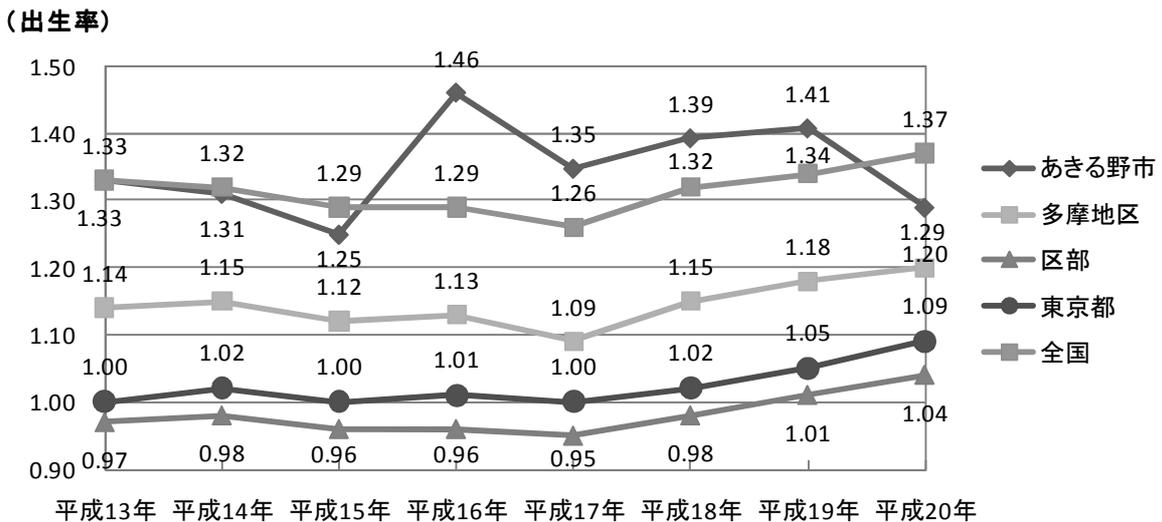
資料) 東京都: 「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」(各年1月1日現在)

全国: 「人口推計月報」(各年1月1日現在)

(2) 少子化の状況

合計特殊出生率は、平成15年まで減少を続け、平成17年以降は増加傾向にありましたが、平成20年にまた減少に転じて1.29となっています。これは東京都1.09、多摩地区1.20と比較すると高い数値になっていますが、全国1.37と比較すると低い数値になっています。

図3 合計特殊出生率の推移



資料) 全国：厚生労働省「人口動態統計」(各年 確定値)
東京都、あきる野市：東京都福祉保健局「人口動態統計年報」(各年 確定数)

(3) 保育園入所児童数

保育園の定員は、年々増加しており、平成20年度では1,578人となっています。同様に、入所児童数も年々増加しており、平成20年度では1,755人と定員を上回っています。

表1 保育園入所児童数

年度	定員	入所児童数						
		総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成13年度	1,443	1,542	115	201	254	321	306	345
平成14年度	1,470	1,599	120	198	273	345	334	329
平成15年度	1,510	1,685	120	219	274	363	357	352
平成16年度	1,548	1,723	139	213	291	346	366	368
平成17年度	1,548	1,772	142	224	302	359	357	388
平成18年度	1,568	1,773	132	245	285	377	356	378
平成19年度	1,568	1,774	129	228	322	345	385	365
平成20年度	1,578	1,755	131	224	280	376	356	388

注) 園名は以下のとおり。

市立(5園)：東秋留、西秋留、屋城、神明、すぎの子

私立(10園)：草花、よつぎ第一、よつぎ第二、秋川あすなろ、誠和、増戸、五日市、五日市わかば
光明第六、ミニルームよつぎ(よつぎ第一分園)、あきる野こどもの家

資料) 児童課(各年度3月1日現在)

(4) 保育園入所待機児童数

保育園の待機児童数は、平成14年度以降は40人前後で推移しており、平成21年度で47人となっています。0歳から2歳までの待機児童が多数を占めています。

表2 保育園入所待機児童数

年度	待機児童数						
	総数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成13年度	62	2	15	18	20	7	0
平成14年度	40	2	7	18	11	2	0
平成15年度	46	2	14	13	12	4	1
平成16年度	37	1	13	16	7	0	0
平成17年度	43	4	18	14	6	1	0
平成18年度	35	3	9	12	7	4	0
平成19年度	45	2	20	20	1	2	0
平成20年度	40	2	16	14	8	0	0
平成21年度	47	13	14	14	6	0	0

資料) 児童課 (各年度4月1日現在)

(5) 幼稚園等入園児童数

幼稚園等の定員は、最近4年間1,375人で変わっていません。在籍児童数は、平成15年度をピークに毎年減少し、平成21年度では1,095人となっています。

表3 幼稚園等入園児童数

年度	定員	入園児童数				
		総数	満3歳	3歳	4歳	5歳
平成13年度	1,370	1,190	1	311	433	445
平成14年度	1,370	1,233	1	327	462	443
平成15年度	1,370	1,289	2	368	457	462
平成16年度	1,370	1,274	1	352	457	464
平成17年度	1,370	1,218	2	343	417	456
平成18年度	1,375	1,186	2	353	415	416
平成19年度	1,375	1,140	2	315	402	421
平成20年度	1,375	1,115	1	343	364	407
平成21年度	1,375	1,095	2	335	393	365

注1) 3歳 : 4月1日現在で満3歳に達している者

満3歳 : 4月2日以降、満3歳に達した時点で、翌年度の4月を待たずに年度途中から入園した者

注2) 施設名は以下のとおり。

園名(7園) : 秋川、秋川文化、草花、すもも木、多摩川、ほうりんじ、ころりん村

資料) 児童課 (各年度5月1日現在)

(6) 児童館及び児童育成会・学童クラブの状況

児童館の利用者数は、平成15年度をピークに年々減少しており、平成20年度では、127,898人となっています。児童育成会・学童クラブの利用者数については、平成20年度の児童育成会で減少となったものの、ともに年々増加しており、平成20年度では、112,442人となっています。

表4 児童館及び児童育成会・学童クラブの利用者数

年度	児童館	児童育成会	学童クラブ
平成13年度	137,071	59,018	13,629
平成14年度	148,468	65,824	13,587
平成15年度	165,431	72,780	14,144
平成16年度	131,816	71,774	13,946
平成17年度	132,543	79,396	14,339
平成18年度	142,348	91,031	15,519
平成19年度	136,957	91,626	18,954
平成20年度	127,898	90,545	21,897

注) 施設名は以下のとおり。

児童館(10館): 若竹、若葉、南秋留、屋城、一の谷、草花
児童センター、前田、多西、五日市、増戸

児童育成会(8か所): 若竹、若葉、南秋留、屋城、一の谷、
草花、前田、多西

学童クラブ(2か所): 増戸、五日市

資料) 児童課

(7) 学童クラブ入会・待機児童数

学童クラブの入会児童数は年々増加しており、平成21年度では平成13年度と比べ214人増え645人が入会しています。また、待機児童数も年々増加傾向にあり、平成13年度から平成21年度の8年間に約104人増え175人となっています。

表5 学童クラブ入会・待機児童数

年度	入会児童数	待機児童数
平成13年度	431	71
平成14年度	467	89
平成15年度	475	107
平成16年度	492	172
平成17年度	515	115
平成18年度	570	148
平成19年度	614	115
平成20年度	634	151
平成21年度	645	175

注1) 平成21年度から児童育成会は学童クラブに名称を統一

注2) 施設名は以下のとおり。

学童クラブ(11か所): 若竹、若葉、南秋留、屋城
一の谷、草花、前田、多西
増戸第1、五日市
増戸第2(平成21年度開設)

資料) 児童課(各年度4月1日現在)

(8) 児童クラブの状況

児童クラブの利用者数は、対象児童（戸倉・小宮小学校児童）数の減少等により年々減少しており、平成20年度で6,233人となっています。

表6 児童クラブの利用者数

年度	指導日数	利用者数
平成14年度	141	5,766
平成15年度	295	11,075
平成16年度	292	9,584
平成17年度	293	8,732
平成18年度	294	8,421
平成19年度	294	6,937
平成20年度	293	6,233

注1) 平成14年10月1開設

注2) 施設名は以下のとおり。

児童クラブ(2か所)：戸倉、小宮

資料) 児童課

(9) 子ども家庭支援センターの状況

子ども家庭支援センターでの総合相談は、平成20年度で1,996件、子育て講座の延べ参加人数は924人、子育てグループの育成・支援は112人となっています。

表7 子ども家庭支援センターの利用状況

年度	総合相談 (年間延べ相談件数)	子育て講座「赤ちゃん とのかかわり」等 (延べ参加人数)	子育てグループ の育成・支援 (延べ参加人数)	関係機関との会 議(開催又は参 加数)
平成14年度	751	295	125	25
平成15年度	1050	529	252	37
平成16年度	1015	740	402	30
平成17年度	1342	418	206	29
平成18年度	2696	474	230	28
平成19年度	2310	764	234	33
平成20年度	1996	924	112	53

資料) 子育て支援課

(10) 母子保健事業の実施状況

母子保健事業は、妊娠期から就学前の乳幼児を対象に母子健康手帳の交付、乳幼児等健康診査事業、育児相談等相談事業、訪問事業、健康教育事業を実施しています。

乳幼児健康診査の受診率の維持、母子保健事業の周知、母親学級等の講座の参加者を増やすことが課題としてあげられます。

表 8 母子保健事業の実施状況

健康診査事業

年度	乳児	1歳6か月児	3歳児	6か月児	9か月児	発達	経過観察	妊婦健診	妊婦歯科	乳幼児歯科
	受診児	受診児	受診児	受診児	受診児	受診児	受診児	受診者	受診者	受診児
平成13年度	684	717	729	608	591	112	118	1,359	107	2,131
平成14年度	694	695	745	661	636	100	118	1,300	118	1,908
平成15年度	640	725	723	625	628	86	117	1,375	105	1,984
平成16年度	720	660	743	625	594	86	117	1,310	90	1,824
平成17年度	650	746	734	626	671	157	65	1,387	95	1,731
平成18年度	703	667	679	667	612	81	67	1,273	77	1,871
平成19年度	704	709	747	640	638	81	51	1,268	45	1,896
平成20年度	592	710	671	623	621	54	47	2,928	67	1,831

健康教育事業

年度	母親学級(母性科)		母親学級(育児科)		歯科予防処置	歯科教育
	母親学級	両親学級	離乳食教室	育児科	受診児	受講者
	受講者	受講者	受講者	受講者		
平成13年度	133	42	320	324	1,486	934
平成14年度	586	42	258	235	1,558	903
平成15年度	504	72	195	89	1,659	854
平成16年度	408	90	647	331	1,630	1,042
平成17年度	454	84	303	790	1,717	1,098
平成18年度	318	106	344	212	1,847	1,209
平成19年度	193	104	358	242	1,874	1,118
平成20年度	311	111	370	209	1,693	1,032

乳幼児健診受診率

	受診率		
	3歳児健診	1歳6か月児健診	乳児健診
17年度	94.2	95.4	94.8
18年度	96.2	94.2	96.6
19年度	96.4	95.9	96.4

相談事業

年度	心理	妊婦	産婦	乳児	幼児	その他	育児相談			栄養相談	
							乳児	幼児	五日市	妊産婦	乳幼児
平成13年度	138	163	741	2,088	3,072	12	536	758	285	20	680
平成14年度	143	101	881	2,356	2,961	4	624	663	292	126	2,159
平成15年度	182	66	802	2,304	3,097	12	656	784	353	177	2,557
平成16年度	184	32	271	912	573	22	607	843	281	223	2,469
平成17年度	127	60	181	547	486	35	719	902	294	196	2,241
平成18年度	128	77	304	678	429	64	720	791	143	173	2,292
平成19年度	136	15	355	634	506	29	654	937	259	84	2,350
平成20年度	127	688	287	454	449	15	578	915	303	367	1,988

資料) 健康課

表 8 母子保健事業の実施状況（つづき）

訪問指導事業

年度	妊婦	産婦	新生児	その他	低体重児	未熟児
平成13年度	7	6	180	76		
平成14年度	1	111	228	88		
平成15年度	4	101	189	117		
平成16年度	2	104	70	87	21	9
平成17年度	1	78	70	80	33	9
平成18年度	0	118	159	43	24	14
平成19年度	0	201	200	48	45	6
平成20年度	3	242	217	73	40	11

資料) 健康課

(11) 民生・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、地域社会の中で問題を抱えている方の調査・相談・指導・助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動を行っています。

現在、秋川第一地区に 21 人、秋川第二地区に 25 人、五日市地区に 24 人、合計 70 人の民生委員・児童委員が配置され、以下のように相談・支援を行っています。

表 9 民生委員・児童委員の相談・支援件数

相談内容	件 数					
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
高齢者に関すること	1,571	1,432	1,259	1,099	1,104	1,266
障害者に関すること	405	272	212	208	170	215
子どもに関すること	1,003	1,134	1,353	1,276	1,112	1,660
その他	795	819	541	501	290	335
計	3,774	3,657	3,365	3,084	2,676	3,476

資料) 生活福祉課

(12) ファミリー・サポート・センターの状況

平成 18 年 1 月から活動を開始したファミリー・サポート・センターの会員数は年々増加しており、平成 20 年度で依頼会員（育児の援助をしてほしい方）239 人、提供会員（育児の援助をしたい方）121 人、その両方を登録している両方会員が 21 人となっています。活動件数も増加しており、平成 20 年度で 1,526 人となっています。

表 10 ファミリー・サポート・センターの利用状況

年度	会 員 数				活動件数
	依頼会員	提供会員	両方会員	合 計	
平成 17 年度	58	39	7	104	117
平成 18 年度	127	79	14	220	1,039
平成 19 年度	184	105	17	306	1,610
平成 20 年度	239	121	21	381	1,526

注) 平成 17 年 11 月開設、平成 18 年 1 月活動開始
資料) 子育て支援課

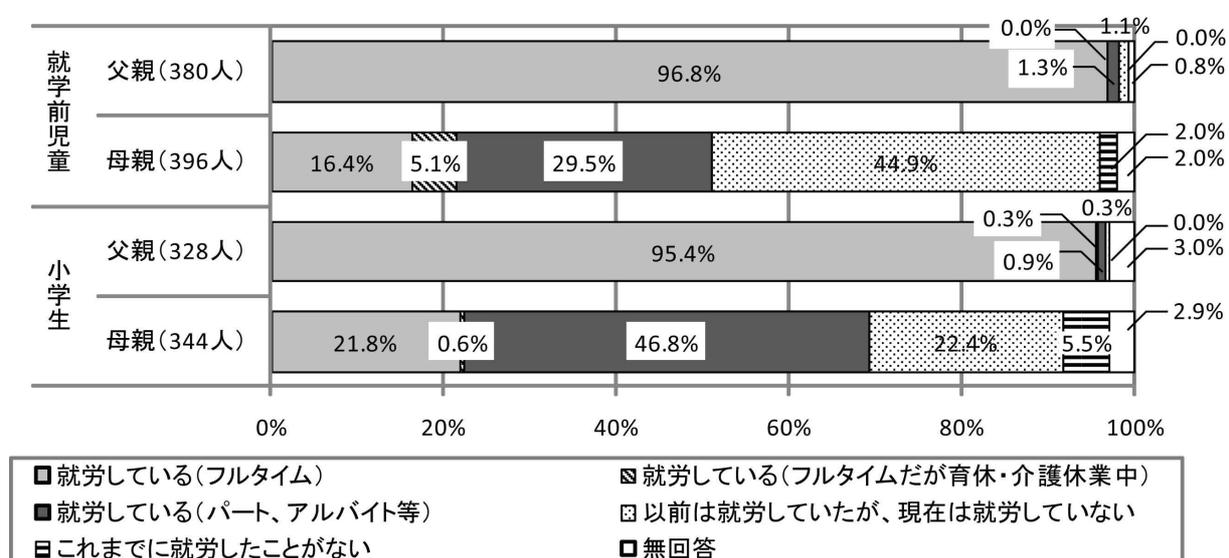
第2節 アンケート調査の結果から

「あきる野市次世代育成支援に関するニーズ調査」平成21年2月から5月実施

(1) 保護者の就労状況と就労希望

父親の就労状況は就学前児童と小学校児童ともに「就労している(フルタイム)」が95%を超えており、ほとんどの父親がフルタイムで働いています。母親のフルタイムの就労は、産休・育休等を含めると就学前児童と小学校児童ともに2割程度となっています。パートやアルバイト等を含めると、就学前児童で5割、小学校児童で7割となっており、子どもが大きくなるほど働く母親が増えることが言えます。

図4 保護者の就労状況



一方、現在は就労していない母親について、1年以内の就労希望は就学前児童で23.7%、小学校児童で34.4%の意向があり、1年より先の就労希望を含めると就学前児童で86.6%、小学校児童で72.9%となっています。また、このうち就労希望がありながら現在は働いていない理由として「保育サービスが利用できれば就労したい」ことをあげている方は就学前児童の母親で19.3%に達しています。

図5 現在は就労していない母親の就労希望

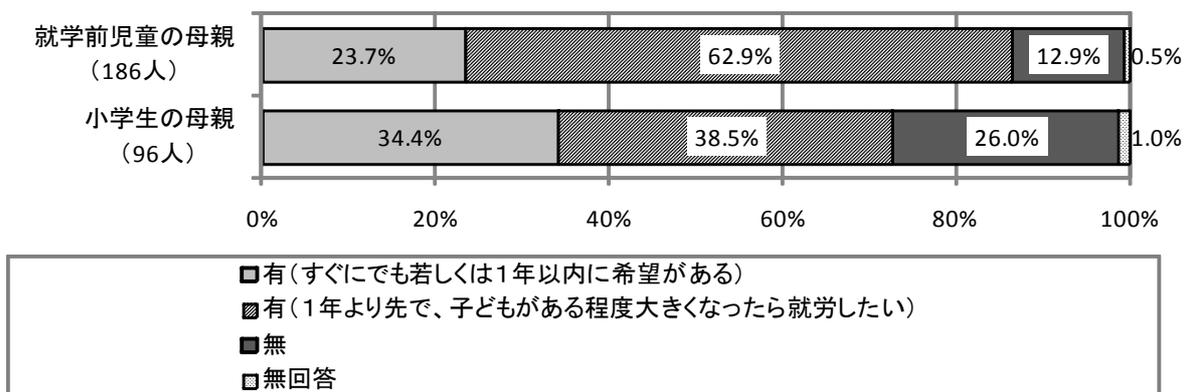
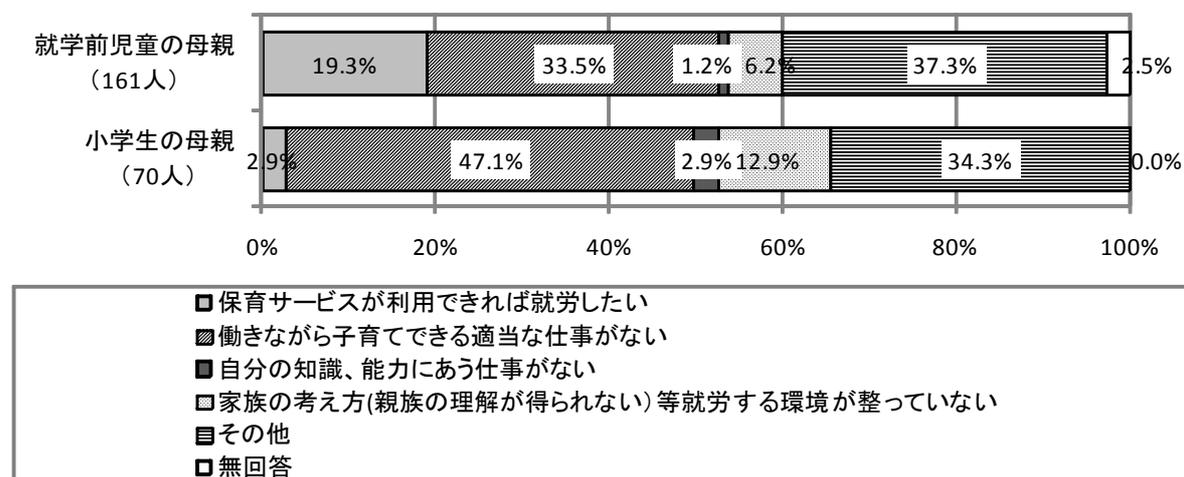


図6 就労希望がありながら現在は働いていない理由

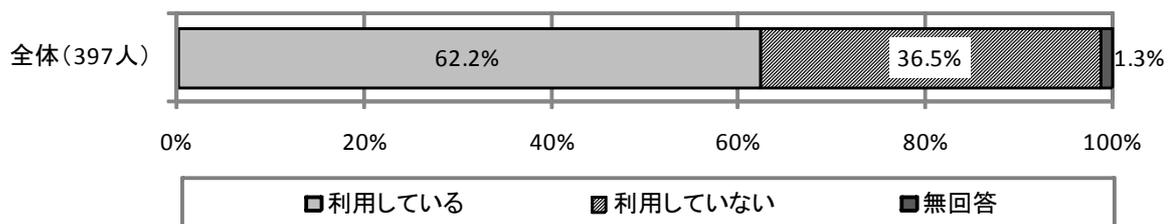


(2) 保育サービスの利用実態と利用希望

ア 保育サービスについて

就学前児童で、平日に何らかの保育園・幼稚園等の保育サービスを利用しているのは62.2%、そのうち認可保育所へ通っているのが61.9%、幼稚園へ通っているのが31.2%であり、この2つで93.1%を占めます。

図7 保育サービスの利用状況(就学前児童)



一方、今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数等が足りていないと思う保育サービスについては、認可保育所 27.7%、病児・病後児保育 17.4%、幼稚園 16.4%、幼稚園の預かり保育 16.1%、一時保育 13.6%となっています。サービスを利用したいと考えている理由として、「そのうち就労したいと考えている」が 39.2%となっており、就労形態にあった多様なサービスが求められています。

表 11 保育サービスの利用希望（就学前児童）

設 問		実数	割合
1	認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの)	110	27.7%
2	家庭的な保育(保育ママ:保育者の家庭等で子どもを預かるサービス)	15	3.8%
3	勤務先の保育施設(企業が従業員用に運営する施設)	37	9.3%
4	認証保育施設(認可保育所ではないが、都が認証した施設)	12	3.0%
5	認定こども園(保育施設と幼稚園が一体化した施設)	19	4.8%
6	その他の保育施設	6	1.5%
7	幼稚園(通常の就園時間)	65	16.4%
8	幼稚園の預かり保育(通常の就園時間を延長して預かるサービス)	64	16.1%
9	延長保育	31	7.8%
10	ベビーシッター	2	0.5%
11	ファミリー・サポート・センター(地域住民による子どもの預かりサービス)	16	4.0%
12	一時保育(私用など理由を問わずに保育所など一時的に子どもを預かるサービス)	54	13.6%
13	病児・病後児保育	69	17.4%
14	特にない	56	14.1%
	無回答	54	13.6%
	回答者数	397	100.0%

就学前児童で、保育サービスを利用していない理由として「預けたいが、保育サービスに空きがない」をあげているのは 15.2%で、これは全て2歳以下での回答となっています。

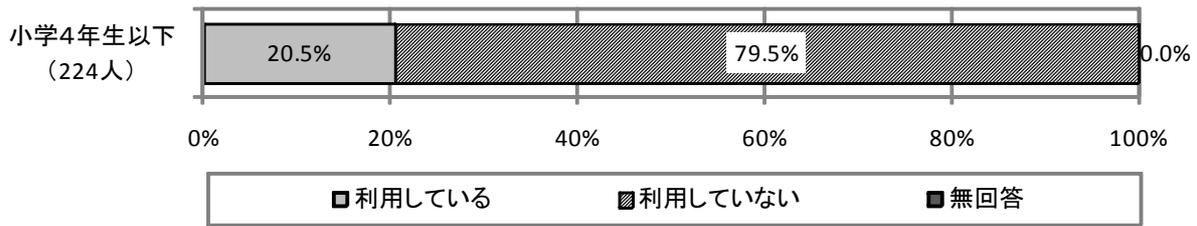
就学前児童で、土曜日に何らかの保育サービスを1日以上希望しているのは 38.5%、同様に日曜日・祝日は 19.1%です。

イ 児童育成会・学童クラブについて

小学4年生以下の児童で、児童育成会・学童クラブを利用しているのは 20.5%で、うち土曜日の利用は 29.2%となっています。小学1年生から6年生のうち、現在は利用していない人で、今後、利用したいと考えている人は 9.3%にとどまっています。一方、児童育成会・学童クラブと連携して行うサービス『放課後子ども教室』については 87.1%の人が利用意向を示しています。

また、小学5年生以降の放課後の過ごし方について、「利用を希望するサービスは特にない」(31.5%)、「学習塾や習い事にいかせたい」(30.1%)、「放課後子ども教室を利用したい」(24.9%)が中心で、「児童育成会・学童クラブを利用したい」は 6.6%にとどまっています。

図8 児童育成会・学童クラブの利用状況（小学4年生以下の児童）



就学前児童で児童育成会・学童クラブを利用したいと考えている人は59.9%で、5歳児では52.5%となっています。

ウ 子どもが病気やケガをした場合の対応について

就学前児童で、保育サービスの利用者のうち、この1年間で子どもの病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことがあるのは73.3%で、その際の対応としては「母親が休んだ」が72.9%と最も多くあげられています。父親または母親が休んだ、または親類・知人に預けた人のうち、71.4%の人ができれば施設に預けたいと思ったと回答しています。

同様に、小学校児童で、この1年間で子どもの病気やケガで学校を休まなければならなかったことがあるのは56.2%で、その際の対応としては「母親が休んだ」が51.5%と最も多くあげられています。父親または母親が休んだ、または親類・知人に預けた人のうち、24.3%の人ができれば施設に預けたいと思ったと回答しています。

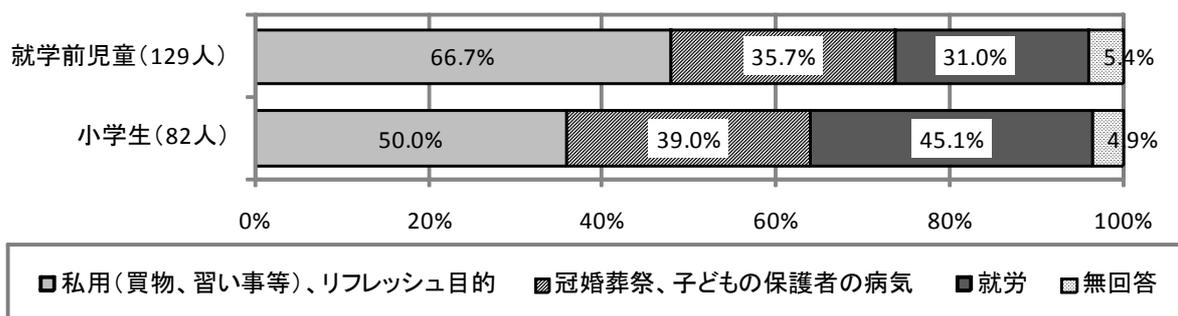
就学前児童では小学生と比較して病気も多く、子どもがまだ小さいため親類や知人に預けることが困難なことから、病児・病後児保育が望まれています。

エ 家族以外の預け先について（一時預かり）

就学前児童で、この1年間に私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や保護者の病気などで一時的に家族以外に預けたことがあるのは32.5%で、その理由として「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が66.7%と最も多くあげられています。一時預かりを今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数を増やしたい回答した人は33.2%となっています。

同様に、小学校児童で、この1年間に私用やリフレッシュ目的、冠婚葬祭や保護者の病気などで一時的に家族以外に預けたことがあるのは23.5%で、その理由として「私用（買物、習い事等）、リフレッシュ目的」が50.0%と最も多くあげられています。一時預かりを今は利用していないができれば利用したい、あるいは利用日数・回数を増やしたい回答した人は14.8%となっています。

図9 一時的に家族以外に預けた理由

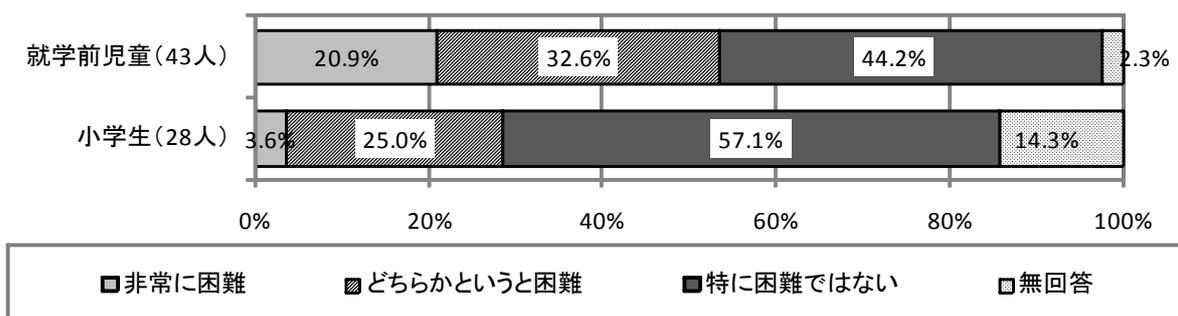


オ 宿泊を伴う一時預かり(ショートステイ)について

就学前児童で、この1年間に保護者の用事などにより、泊まりがけで家族以外に預けなければならなくなったことがあるのは13.4%で、その際の対応としては「親類・知人に預けた(同居者を含めた)」が81.1%で、最も多くあげられています。預ける際の困難度として「非常に困難」と「どちらかという困難」と感じた人は53.5%となっています。

同様に、小学校児童で、この1年間に保護者の用事などにより、泊まりがけで家族以外に預けなければならなくなったことがあるのは9.2%で、その際の対応としては「親類・知人に預けた(同居者を含めた)」が81.3%で、最も多くあげられています。預ける際の困難度として「非常に困難」と「どちらかという困難」と感じた人は30.7%となっています。

図10 泊まりがけで家族以外に預ける際の困難度



カ ファミリー・サポート・センターについて

就学前児童でファミリー・サポート・センターを利用している人は2.0%と少なく、利用目的としては「祖父母や近所の人・友人等に預かってもらえないときに利用している」があげられています。一方、今は利用していないが、できれば利用したい人は20.3%となっており、実際の利用よりも利用希望は高くなっています。

同様に、小学校児童でも利用している人は 2.3%と少なく、利用目的としては子どもの病気やケガのときや親が仕事から帰宅するまでの時間など、様々な目的で利用しています。一方、今は利用していないが、できれば利用したい人は 12.8%となっており、実際の利用よりも利用希望は高くなっています。

ファミリー・サポート・センターの周知徹底や、多様な目的・日程に対応できる人材の確保などが必要となっています。

キ 育児休業制度について

就学前児童で母親又は父親が育児休業制度を利用した人は 18.5%で、このうち、育児休業明けに希望する保育サービスをすぐに利用できた人は 39.7%、育児休業期間を調整したので利用できた人は 21.9%、利用できなかった人は 17.8%となっています。

ク 子育て支援拠点事業について

就学前児童で子育て支援拠点事業（児童育成会、福祉センター及び地域会館等に親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、子育てひろば、子育てサロン等と呼ばれています）を利用している人は 13.9%、また、利用したい、またはできれば利用日数を増やしたいと思っている人は 14.9%にとどまっています。利用していない理由として、「特に理由はない」が 33.7%と最も多く、次いで「時間がない」20.7%、「その他」13.3%となっており、子育て支援拠点事業の立地やサービスの質等への不満を理由にあげている人は少ない結果となっています。

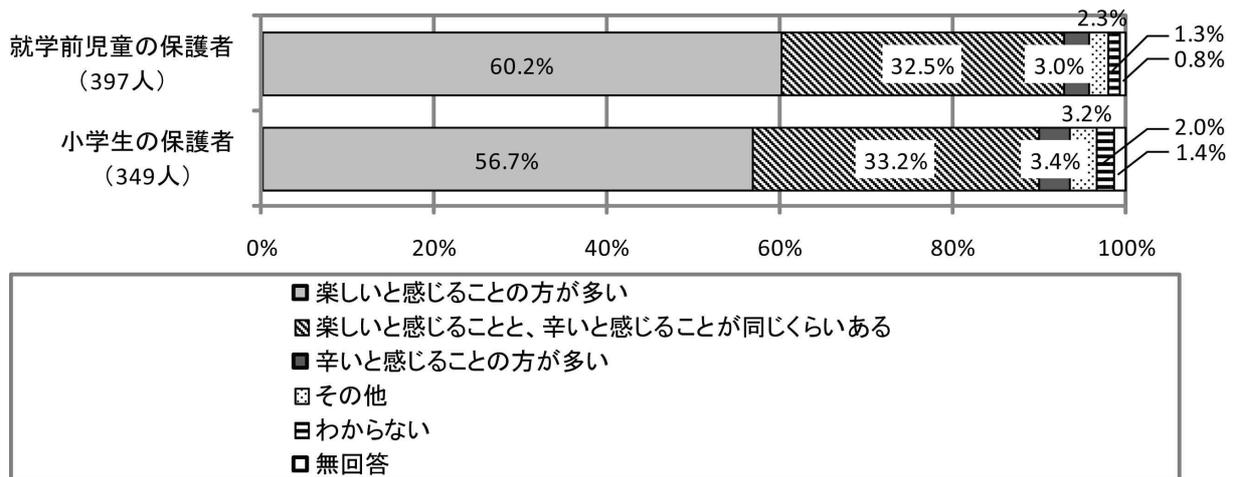
表 12 子育て支援拠点事業を利用していない理由（就学前児童）

設 問		実数	割合
1	利用したいサービスが地域にない	14	4.1%
2	地域のサービスの質に不安がある	5	1.5%
3	地域のサービスの利便性(立地・開催時間・日数等)が悪く利用しづらい	27	8.0%
4	利用料がかかる	11	3.3%
5	自分がサービスの対象者になるのかわからない	10	3.0%
6	時間がない	70	20.7%
7	サービスの利用方法(手続き等)がわからない	37	10.9%
8	その他	45	13.3%
9	特に理由はない	114	33.7%
	無回答	5	1.5%
	回答者数	338	100.0%
	非該当者	59	

(3) 子育てへの悩みや必要な支援・対策

子育てについて、就学前児童および小学校児童をもつ保護者ともに、子育てを「楽しいと感じることの方が多く」が6割、「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらいある」が3割となっており、「辛いと感じることの方が多く」は3%程度にとどまっています。

図 11 子育てについて感じる事



子育てをする中で有効な支援・対策として、就学前児童をもつ保護者では、「保育サービスの充実」が45.6%と最も多くあげられており、次いで、「仕事と家庭生活の両立」40.1%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」33.2%、「地域における子育て支援の充実」33.0%があげられています。小学校児童をもつ保護者では、「子どもの教育環境」が40.7%と最も多くあげられており、次いで、「地域における子育て支援の充実」39.3%、「仕事と家庭生活の両立」39.0%、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」38.7%があげられています。

表 13 子育てをする中で有効と思われる支援・対策

設問	就学前児童		小学生	
	実数	割合	実数	割合
1 地域における子育て支援の充実	131	33.0%	137	39.3%
2 保育サービスの充実	181	45.6%	81	23.2%
3 子育て支援のネットワークづくり	34	8.6%	29	8.3%
4 地域における子どもの活動拠点の充実	68	17.1%	78	22.3%
5 妊娠・出産に対する支援	97	24.4%	47	13.5%
6 母親・乳児に対する安心感	54	13.6%	19	5.4%
7 子どもの教育環境	98	24.7%	142	40.7%
8 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	132	33.2%	123	35.2%
9 仕事と家庭生活の両立	159	40.1%	136	39.0%
10 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	128	32.2%	135	38.7%
11 特別な支援を要する児童への支援	24	6.0%	43	12.3%
12 その他	17	4.3%	15	4.3%
無回答	8	2.0%	6	1.7%
回答者数	397	100.0%	349	100.0%

子育ての不安や悩みを解消するための相談先は、就学前児童をもつ保護者では、「父親・母親（配偶者）」（72.8%）、「祖父母」（57.2%）、「親類、友人・知人・近所の人」（51.6%）が中心で、1歳児以上になると「保育園、幼稚園」を相談先とする割合が高くなります。0歳児ではこの他に、「民生委員・児童委員」や「子ども家庭支援センター」、「児童館」など多様な相談先があげられています。小学校児童をもつ保護者も同様に、主な相談先は「父親・母親（配偶者）」（73.9%）、「祖父母」（46.1%）、「親類、友人・知人・近所の人」（58.5%）が中心となっています。

表 14 子育ての不安や悩みを解消するための相談先
(就学前児童の保護者)

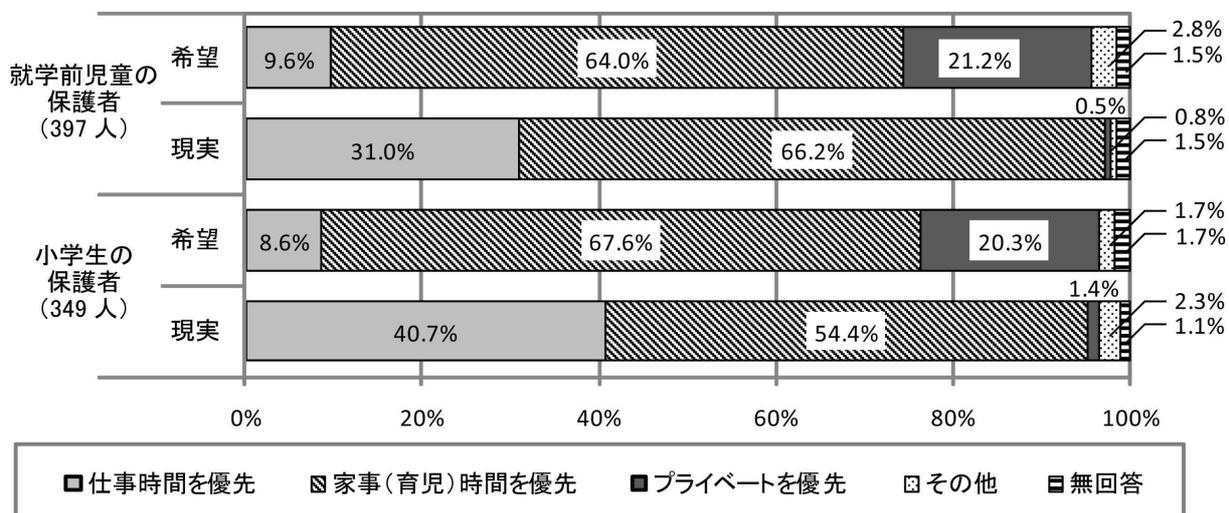
設 問		実数	割合
1	父親・母親(あなたの配偶者)	289	72.8%
2	祖父母	227	57.2%
3	親類、友人・知人・近所の人	206	51.9%
4	子育て中の仲間	165	41.6%
5	民生・児童委員	2	0.5%
6	子ども家庭支援センター	3	0.8%
7	保育園、幼稚園	120	30.2%
8	児童館	0	0.0%
9	保健センター、保健所	27	6.8%
10	インターネットによる情報	34	8.6%
11	その他	14	3.5%
12	誰もいない	5	1.3%
	無回答	6	1.5%
	回答者数	397	100.0%

(小学生の保護者)

設 問		実数	割合
1	父親・母親(あなたの配偶者)	258	73.9%
2	祖父母	161	46.1%
3	親類、友人・知人・近所の人	205	58.7%
4	子育て中の仲間	149	42.7%
5	民生・児童委員	2	0.6%
6	子ども家庭支援センター	4	1.1%
7	学校	40	11.5%
8	教育相談所	7	2.0%
9	児童育成会・学童クラブ	7	2.0%
10	保健センター、保健所	6	1.7%
11	インターネットによる情報	14	4.0%
12	その他	18	5.2%
13	誰もいない	3	0.9%
	無回答	5	1.4%
	回答者数	349	100.0%

仕事と家事やプライベートの時間について、就学前児童および小学校児童をもつ保護者ともに、希望として「プライベートを優先」したいと2割の人があげているのに対して、現実には仕事時間が優先されてしまい、プライベートを優先できている人は1%程度とほとんどいません。

図 12 仕事と家事やプライベートの時間について



(4) 子育て支援サービスの認知度・利用度について

就学前児童で、各種子育て支援サービスの利用状況では、「病後児保育」(1.8%)、「一時保育」(11.6%)、「休日保育」(2.3%)、「ファミリー・サポート・センター」(5.3%)では利用が低いのに対して、それぞれ40%前後の利用意向があります。

表 15 子育て支援サービスの認知度・利用度・利用意向

		就学前児童の保護者(397人)		
		知っている	利用したことがある	今後、利用したい
1	母親学級	91.2%	58.4%	34.8%
2	新生児訪問指導事業	84.4%	54.9%	34.0%
3	保育園や幼稚園の園庭等の開放	88.4%	52.1%	62.0%
4	児童館(秋川地区)	82.6%	33.0%	60.2%
5	学童クラブ(五日市地区)	59.7%	6.8%	29.2%
6	子育ての総合相談窓口(子ども家庭支援センター)	63.5%	16.4%	44.6%
7	あきる野市のびのび子育てサポートブック	37.5%	18.9%	45.1%
8	育児支援家庭訪問事業	18.6%	1.5%	21.9%
9	病後児保育	38.0%	1.8%	43.3%
10	一時保育	69.8%	11.6%	46.6%
11	休日保育	40.3%	2.3%	36.8%
12	乳幼児ショートステイ	23.7%	1.3%	15.4%
13	ファミリー・サポート・センター	54.7%	5.3%	36.5%

第3節 児童福祉施設及び学校施設等の状況

(1) 幼稚園、保育園、児童館、学童クラブ、児童クラブ

施設名		所在地	
幼稚園	私立秋川幼稚園	山田951	
	私立秋川文化幼稚園	引田388	
	私立草花幼稚園	草花3060	
	私立すもも木幼稚園	秋川6-17-10	
	私立多摩川幼稚園	雨間430	
	私立ほうりんじ幼稚園	小川東2-12-24	
幼稚園類似施設	ころりん村幼児園	菅生1250	
認可 保育所	市立	東秋留保育園	野辺1104
		西秋留保育園	上代継300
		屋城保育園	二宮東1-12-9
		神明保育園	瀬戸岡446
		すぎの子保育園	戸倉783
	私立	草花保育園	草花3056
		よつぎ第一保育園	雨間1067-6
		よつぎ第二保育園	上代継218-1
		秋川あすなる保育園	原小宮2-6-6
		誠和保育園	山田880
		増戸保育園	横沢134
		五日市保育園	五日市345
		五日市わかば保育園	五日市98
		光明第六保育園	留原50
		ミニルームよつぎ	野辺462-17
		あきる野こどもの家	秋川3-7-6
		あきる野こどもの家DUE	秋川3-7-17
		みどりの園	秋留2-8-15
		ウッディキッズ	秋川6-18-8
認証保育所			
児童館 学童クラブ※ 児童クラブ	若竹児童館、若竹学童クラブ	野辺1123	
	若葉児童館、若葉学童クラブ	上代継303-5	
	南秋留児童館、南秋留学童クラブ	雨間801-2	
	屋城児童館、屋城学童クラブ	二宮東1-13-1	
	一の谷児童館、一の谷学童クラブ	引田928	
	草花児童センター、草花第1学童クラブ	草花3130	
	草花第2学童クラブ		
	前田児童館、前田学童クラブ	野辺126-4	
	多西児童館、多西学童クラブ	草花2572	
	五日市児童館	五日市315	
	五日市児童館増戸分館	伊奈1173	
	五日市学童クラブ	五日市414-5	
	増戸第1学童クラブ、増戸第2学童クラブ	伊奈1157-5	
	秋留台学童クラブ	二宮350	
	戸倉児童クラブ	戸倉133-4	
	小宮児童クラブ	乙津1997	

※平成21年4月1日から、児童育成会は学童クラブに名称を統一しました。

(2) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

	施設名	所在地
小学校	市立東秋留小学校	野辺1123
	市立多西小学校	草花2885
	市立西秋留小学校	上代継292
	市立屋城小学校	二宮東1-12-1
	市立南秋留小学校	雨間810
	市立草花小学校	草花3130
	市立一の谷小学校	引田980
	市立前田小学校	野辺92
	市立増戸小学校	伊奈1173
	市立五日市小学校	五日市315
	市立戸倉小学校	戸倉325
	市立小宮小学校	乙津1984
	私立菅生学園初等学校	菅生1468
中学校	市立秋多中学校	二宮334
	市立東中学校	平沢200
	市立西中学校	上代継190
	市立御堂中学校	草花3322
	市立増戸中学校	伊奈1181
	市立五日市中学校	五日市400
	私立東海大学菅生高等学校中等部	菅生1468
高等学校	都立秋留台高等学校	平沢153-3
	都立五日市高等学校	五日市894
	私立東海大学菅生高等学校	菅生1817
特別支援学校	都立あきる野学園	上代継123-1

第4節 計画の取り組み成果

平成 17 年3月に策定された前期計画である「あきる野市次世代育成支援行動計画」を検証した結果、以下のような取り組み成果がみられました。

子ども家庭支援センターを設置しました

- 平成 14 年度に地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークの中核的な拠点として開設され、平成 18 年度より、虐待防止等の機能の一部を担う「先駆型」の子ども家庭支援センターに移行しました。



ファミリー・サポート・センターを開設しました

- 育児の援助をしたい方（提供会員）と、育児の援助をしてほしい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。平成 18 年1月から活動を開始し、依頼会員・提供会員とも増加し、活動件数も増加しています。



子どもたちの安全を守る取り組みが行われています

- 平成 18 年度から「あきる野市地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業」が実施され、地域と連携して、学校安全に取り組んでいます。



母子手帳交付時に保健師が面接しています

- 保健師の面接により、妊婦健康診査の受け方や妊娠中の過ごし方、母親学級の受講勧奨、新生児訪問をはじめとした事業案内など、出産に向けてのきめ細かい支援を行っています。



休日・準夜診療を実施しています

- 医師会、歯科医師会の協力を得て休日診療・休日準夜診療・歯科休日診療を実施しています。



第5節 課題

現況の取り組みを検証し、また、今回実施したアンケート・既往調査を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりです。

【保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援】

- ・ 保育ニーズの多様化への対応
- ・ 潜在的保育ニーズへの対応
- ・ 地域の支援の充実
- ・ 育児の悩みについての総合的な相談体制の充実
- ・ ファミリー・サポート・センターの周知・援助者の確保
- ・ 出産や子育てに関する経済的な負担の軽減

【健康づくりの充実】

- ・ 乳幼児健康診査の受診率の維持、母子保健事業の周知、母親学級等講座への参加促進
- ・ 検診受診率の向上
- ・ 健康教育、健康相談の充実
- ・ 健康づくり市民推進委員など、地域の健康推進リーダーの発掘・育成・サポート
- ・ 関係機関との連携による食育の推進
- ・ 心の健康づくりを実施する組織・体制づくり

【親と子どもの教育環境づくり】

- ・ 次代の親の教育
- ・ 子どもの生きる力の育成

【子育てを支援する生活環境の整備】

- ・ 子育てにふさわしい住宅・まちの環境づくり
- ・ 公園・遊び場の整備・提供の検討
- ・ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進
- ・ 交通安全対策の充実など、子どもの安全の確保

第4章 次世代育成支援行動計画の今後の展開

第1節 施策体系

～ 子どもたちがのびのび育ち、楽しく子育てができる環境をめざして ～

中項目	小項目
1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 仕事と子育ての両立支援の推進
2 健康づくりの充実	(1) 母と子の健康の維持・増進 (2) 学童期・思春期の健康づくりの支援 (3) 地域からの健康づくり (4) 食育の推進 (5) 心の健康づくり
3 親と子どもの教育環境づくり	(1) 次代の親の教育 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
4 要保護児童への対応の充実	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等への支援の充実 (3) 障がい児施策の充実
5 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良好な居住環境の整備 (2) 子ども等の安全の確保

第2節 施策の取り組み方針

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

(1) 子育て支援サービスの充実

【対応が求められていること】

- ◆地域で様々な子育て支援サービスが展開され、安心して子育てができ、子育てに困らないこと。

【基本的な方向】

- ◆子育てに関する情報提供や意識啓発を行います。
- ◆地域の子育て機能を高めます。
- ◆安全・安心な子どもの居場所・遊び場を確保します。
- ◆子どもと保護者の方達のふれあいを応援します。

【取り組み】

- ◆子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子どもと家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座などの子ども家庭支援センター事業を充実します。
- ◆子ども家庭支援センター事業の土、日、夜間業務や保護者の交流や子育てに関する悩みなどが気軽に相談できる場の開設について検討します。
- ◆地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。
- ◆子育てに関する相談、育児講座等の啓発活動、子育てサークル等の育成を行う子育てひろば事業を進めます。また、五日市地区での事業実施について検討します。
- ◆乳幼児の医療費助成について国の制度となるよう要望します。また、義務教育就学児の医療費助成について所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望します。
- ◆2・3・4歳児の親子を対象に、集団活動を通して幼児の遊びと母親同士の子育ての交流の場として実施している幼児クラブを充実し、子どもと保護者のふれあいを応援します。
- ◆健康な体の育成と豊かな情操を養うため、児童館での各種の体験活動を進めます。
- ◆安全・安心な遊び場として、耐震基準に適合しない児童館の耐震化を図ります。
- ◆児童クラブ事業を充実し、子どもの遊び場を確保します。
- ◆学校等の施設を利用して、地域の方々の参画を得ながら児童の放課後の安全・安心な居場所を提供している放課後子ども教室を実施します。
- ◆幼稚園において、未就園児や保護者に対して実施している子育て支援事業を進めます。
- ◆出産で入院する必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院することが困難な方に対して、出産できるようその費用を助成します。

(2) 保育サービスの充実

【対応が求められていること】

- ◆保育需要に応じた多様な保育サービスが提供され、子どもも親も幸せに暮らせること。
- ◆保育サービスが十分供給され、就労したい保護者が就労しやすいこと。

【基本的な方向】

- ◆保護者の利用ニーズにあった多様な保育サービスの提供・拡充を進めます。
- ◆地域のボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源の活用を進めます。

【取り組み】

- ◆保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、一時的に預かる乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）の充実を図ります。
- ◆保護者が疾病等の理由により、一時的に家庭で児童を保育することが困難となった場合に、短期間保護する乳幼児短期保護事業を進めます。
- ◆保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。
- ◆保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。
- ◆保護者が仕事等の理由で通常保育に間に合わない場合の延長保育サービスを進めます。
- ◆保育園に通所している児童で、保護者の就労等により休日における保育に欠ける児童の保育を進めます。
- ◆保育園の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大を図るとともに定員の弾力的運用により待機児童の解消を図ります。
- ◆低年齢児保育需要に対応するため、小規模で家庭的な認証保育所の充実を図ります。
- ◆生後3か月から3歳未満の児童を対象に、保護者が就労等の理由により保育を必要とする場合、保護者に代わり保育者の自宅で保育する家庭福祉員事業を進めます。
- ◆市立保育園の民営化を検討します。
- ◆老朽化の進む私立保育園にあっては、国の補助制度を活用し、建替事業を実施します。
- ◆幼稚園児の保護者が就労等で幼稚園の基本保育時間での送迎に間に合わない場合、幼稚園での預かり保育事業を実施します。
- ◆保育園や幼稚園で未就園児や保護者を対象に、園庭開放や交流事業などを進めます。
- ◆学童クラブの待機児童の解消及び育成時間の延長について検討するとともに、地域の高齢者に昔ながらの遊びを指導してもらうなど、ボランティアの活用を図ります。
- ◆保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を進めます。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

【対応が求められていること】

- ◆子育て支援サービスなどのネットワークが形成され、きめ細やかな支援が受けられること。
- ◆地域住民の多くが子育てに関心・理解をもち、地域全体で子育てを支えること。

【基本的な方向】

- ◆地域のネットワークづくりと子育て関連の情報収集・提供を行います。
- ◆気軽に子育て等に関する相談に来られるような雰囲気づくりと市民への周知を進めます。
- ◆子育てに不安をもつ親の悩みなどの解決を図ります。

【取り組み】

- ◆総合的な子育て支援情報誌やガイドブックを作成します。
- ◆子育て講座から立ち上がった地域の子育てグループ（子育てサークル）の代表者による会議を開催し、一層の情報の共有や連携を図ります。
- ◆保育園・幼稚園の情報公開を進めるとともに、地域交流・世代間交流の機会をもつなど、地域に開かれた保育園・幼稚園をめざします。
- ◆保育園・幼稚園・児童館で、子育てに不安をもつ親の悩みなどの解決を図ります。



学童クラブの子どもたち

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

【対応が求められていること】

- ◆すべての人がワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、多様な働き方を選択できること。
- ◆地域や行政に支えられ、男性と女性が手を取り合ってともに子どもを育てられること。

【基本的な方向】

- ◆男女共同参画意識を高めます。
- ◆仕事優先意識からの転換に努めます。
- ◆就労支援・保育サービスの拡充などにより、仕事と子育ての両立を支援します。

【取り組み】

- ◆あきる野男女共同参画プランに基づき、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現のために意識啓発等を実施するとともに、あきる野男女共同参画の第2次計画を策定します。
- ◆市民・事業者を対象に、育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。
- ◆就労意欲をもつ子育て中の女性に対して、ハローワークとの協力体制により、再就職を支援します。
- ◆地域において、育児の援助をしてほしい方と育児の援助をしたい方が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織「ファミリー・サポート・センター事業」の充実を図るため、会員の増加を推進します。
- ◆保育園に通所している児童が病気の回復期にあり、集団保育の困難な期間に一時的に預かる病後児保育事業を進めます。
- ◆保護者が就業を理由に帰宅が夜間に渡るため、一時的に家庭で保育することが困難となった場合に、一時的に預かるトワイライト（夜間一時預かり）事業について検討します。



児童館事業の様子

2 健康づくりの充実

(1) 母と子の健康の維持・増進

【対応が求められていること】

- ◆妊娠期から乳幼児を通して、母と子が健康にいきいきと暮らせること。
- ◆保健指導が受けやすく、子育ての不安や悩みを身近で気軽に相談できること。

【基本的な方向】

- ◆健診の未受診者やその理由を把握し、受診しやすい体制づくりを進めます。
- ◆市民のニーズにあった講座の開催日及び内容を検討するとともに、周知徹底を図ります。
- ◆各種事業内容の充実を図ります。
- ◆相談しやすい体制づくり・仕組みづくりを進めます。

【取り組み】

- ◆あきる野保健相談所を整備して、各種事業や相談事業などが受けやすいように充実します。
- ◆母子保健法に基づき、妊娠届をした者に母子健康手帳を交付すると同時に保健師による面接を実施します。
- ◆各種健診事業の充実、受診しやすい体制づくりの検討を継続して行います。
- ◆未受診者に対し、通知を送付するなどして、未受診理由を把握し、受診しやすい体制づくりの検討と受診の啓発を行います。
- ◆母親学級や離乳食教室、むし歯予防教室などの講座の開催について、市民のニーズにあわせた開催日及び内容を検討するとともに、周知徹底を図ります。
- ◆訪問事業（新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問など）について、事業内容を周知します。
- ◆各種事業の実施について、市広報紙・ホームページ等を活用して、事業日程・事業内容を市民に周知します。
- ◆母親及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。実施にあたっては、市民のニーズにあわせた開催ができるように、開催日・事業内容の検討を継続して行います。
- ◆総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるような体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。
- ◆親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。

(2) 学童期・思春期の健康づくりの支援

【対応が求められていること】

- ◆子どもが規則的な生活を送り、健康でいきいきと学び・暮らすこと。

【基本的な方向】

- ◆児童・生徒の健康や生活習慣に関する課題を把握します。
- ◆教育委員会や学校と連携し、健康教育を充実させます。

【取り組み】

- ◆関係機関の協力を得ながら児童生徒の健康状態、生活習慣を分析し、課題の抽出を進めます。
- ◆学校での健康教育を進めるため、教育委員会と連携方法について検討します。



あきる野市民スポーツ・レクリエーション大会で元気に活躍する子どもたち

(3) 地域からの健康づくり

【対応が求められていること】

- ◆市民一人ひとりが関心をもって、地域の健康づくり活動に取り組むこと。
- ◆健康づくりボランティアを育成すること。

【基本的な方向】

- ◆地域での健康づくり活動を推進します。
- ◆健康づくり市民推進委員経験者等のボランティア活用を進めます。
- ◆健康づくりの意識啓発を進めます。
- ◆地域別の健康づくりの課題を分析し、今後の健康づくりに活かします。

【取り組み】

- ◆町内会・自治会、サークル等のグループによる地域の自主的な健康づくりに向けた取り組みに対し、支援を継続します。
- ◆市民の健康の保持推進を図るため、健康づくり推進協議会で地域の実情に応じた健康づくり対策を協議します。
- ◆栄養や運動、休養について地域などで普及活動を行う健康づくり市民推進委員が、地域で活動するための支援を進めます。
- ◆健康に対する市民意識の高揚を図り、疾病を予防することを目的に「あきる野市健康のつどい」を継続して開催します。
- ◆多くの市民に健康づくりに関心をもってもらい参加を促すために、健康づくりに関する事業などの周知方法を工夫します。
- ◆市民意識調査等を活用して、地域別健康づくりの課題を把握し、地域の実情にあった対策を検討します。
- ◆地域ぐるみで健康づくり活動に取り組むモデル地区の育成を進めます。
- ◆健康づくり市民推進委員経験者や健康づくり事業に参加した多くの方が、ボランティアとして保健事業のサポートに協力していただけるように育成を進めます。



地域の会館に集まって健康体操

(4) 食育の推進

【対応が求められていること】

- ◆市民一人ひとりが、子どものころから「食」に関する知識と「食」を選択する力を学び、健全な食習慣を身につけ、安心して豊かな食生活を送れるようにすること。
- ◆健康な「食」に関する様々な取り組みを地域ぐるみで進められるようにすること。

【基本的な方向】

- ◆家庭、保育園、幼稚園、学校等のほか、関係各課とも連携を強化し、食育に一体となって取り組みます。
- ◆地域とともに食育を推進するため、地域の関係団体・活動団体への支援や連携促進を図ります。
- ◆健全な食習慣についての啓発や「食」に関する情報提供を進めます。

【取り組み】

- ◆食育は、乳幼児期から必要なため、保育園、幼稚園、学校と連携しながら推進します。
- ◆医療関係機関等と連携を図り、地域での食育の推進のあり方を検討します。
- ◆関係各課と食育推進状況や地域へのアプローチ等を話し合える場（連絡会の設置）を検討します。
- ◆食俱樂部（健康づくり市民推進委員）、食育推進班（あきる野市健康増進計画を推進するためのグループ）の活動の支援や協働での事業を進めます。
- ◆健康教育、イベント等で食事バランスガイドを活用した、望ましい食事の組み合わせの情報提供と地域での取り組みを進めます。

(5) 心の健康づくり

【対応が求められていること】

- ◆精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、悩みを「心の病」に重症化させないこと。
- ◆早い時期に気軽に相談できる場所を整備すること。

【基本的な方向】

- ◆相談体制を充実させます。
- ◆相談体制を整備するとともに、相談場所についての情報を発信します。
- ◆相談しやすい体制づくりを進めます。

【取り組み】

- ◆育児の悩み、学童期の悩み、思春期の悩み、仕事の悩み、介護の悩み、人間関係の悩み等、心の悩み相談に関する需要に答えるため、関係機関と情報交換を図り、相談体制の充実を図ります。
- ◆市広報紙・ホームページ等を活用し、相談窓口の情報提供を継続します。
- ◆プライバシーが保護されるような施設での、悩み相談の実施を検討します。

3 親と子どもの教育環境づくり

(1) 次代の親の教育

【対応が求められていること】

- ◆男女が協力して家庭を築き、子どもを生き育てることの喜びや意義を実感できること。
- ◆地域の教育力・子育て支援力を高めること。

【基本的な方向】

- ◆保護者を対象に、子育てや基本的な生活習慣に関する啓発を進めます。
- ◆子育てを地域で支える環境を整えます。

【取り組み】

- ◆児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として家庭教育学級を充実し、各種講座を実施します。
- ◆子育て中の親が、子育て講座など各種講座に参加の機会がもてるよう託児付講座の開催を進めます。
- ◆家庭、学校、地域及び関係機関との連携・協力のもと、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力を高めます。
- ◆子どもを生き育てることの喜びや意義を理解してもらうため、リーフレットの配布などにより子育ての意識啓発を進めます。



図書館での親と子の交流事業

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

【対応が求められていること】

- ◆次代の担い手である子どもたちが、個性豊かに生きる力・学ぶ力を伸ばすことができること。
- ◆子どもたちの健康な心と体を育むこと。

【基本的な方向】

- ◆学校における確かな学力の向上に努めます。
- ◆豊かな心と健やかな体の育成に努めます。
- ◆信頼される学校づくりに取り組みます。
- ◆幼児教育を充実します。

【取り組み】

- ◆市民の教育への関心と理解を深め、次代のあきる野を担う子どもたちの教育に関する取り組みを市民全体で推進し、市の教育の充実と発展を図ることを目的に制定した「あきる野市教育の日」（12月第1土曜日）の趣旨を生かし、小学生・中学生による発表会の実施など、事業の充実を図ります。
- ◆子ども一人ひとりの学力の向上を図るため、教員補助員を配置する時間数等を検討するなどし、学習環境の整備・充実を進めます。
- ◆あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、図書館、保育園、幼稚園、学校、児童館等との連携等を進めるなどして、読書活動を充実します。また、学校においては、学校図書館補助員を配置する時間数等について検討するなどして、読書活動の充実を図ります。読み聞かせボランティアの活用も進めます。
- ◆道徳授業の一層の充実を図るとともに、市民への公開を推進して市民参加の強化を図ります。
- ◆放課後や週末における青少年の学校外活動の充実と地域資源（魅力ある講師や施設など）を活用した活動の場づくりを推進します。
- ◆児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するため、教育相談所、スクールカウンセラー及び適応指導教室における専門的な教育相談を進めます。
- ◆学校の運営や教育内容について校長が積極的に情報を発信し、保護者や地域住民などから幅広く意見をいただくことにより、地域との連携をより強めた開かれた学校づくりを進めます。
- ◆学校公開を通して信頼される学校づくりを進めます。また、学校施設の開放は、スポーツ開放として、団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に貸し出します。また、利用者が安全で利用しやすい施設環境をつくるため、学校教育施設の点検及び器具の充実を図ります。
- ◆保育園、幼稚園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。
- ◆次代を担う子どもたちに健康で心豊かな生活と体を動かす楽しみを知ってもらうため、生涯スポーツの基礎づくりの場や子どもたちを対象としたスポーツ大会・教室等の充実を図ります。

- ◆幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため、補助制度により幼稚園等を支援し、幼児教育の振興と充実を図ります。
- ◆地域の教育力を活かし、自然とのふれあいの場としての森林の活用について町内会・自治会などの関係団体と意見交換を進めながら、自然体験活動を進めます。
- ◆栄養相談、栄養教育や健康教育は乳幼児期から取り組むため、保育園、幼稚園及び学校との連携を検討します。
- ◆経済的理由により学用品等の購入が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。



図書館での親子読み聞かせ



里山での自然体験

4 要保護児童への対応の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

【対応が求められていること】

- ◆地域ぐるみで児童虐待を防ぐとともに、早期に発見・対応できること。
- ◆すべての児童が健全に成長し、社会的に自立していけること。

【基本的な方向】

- ◆発生予防からアフターケアにいたるまで切れ目のない総合支援を講じます。
- ◆関係機関の協力体制を構築し、連携を強化します。

【取り組み】

- ◆市広報紙・ホームページなどを有効に活用し、児童虐待防止のための啓発を図ります。また、「児童虐待防止対応マニュアル」の見直しを行います。
- ◆児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における関係機関相互の情報交換や連携の強化を図ります。
- ◆要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

【対応が求められていること】

- ◆ひとり親家庭の児童が健全に育成されること。
- ◆ひとり親家庭の育児負担が軽減されること。

【基本的な方向】

- ◆きめ細やかな福祉サービスの提供や経済負担の軽減を行います。
- ◆親の自立・就業支援を行います。
- ◆地域での支援体制を強化します。

【取り組み】

- ◆日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活に必要なサービスを行い、自立を支援します。
- ◆ひとり親家庭の児童の福祉の増進を図るため、児童育成手当を支給します。
- ◆母子家庭等の児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当を支給します。
- ◆18歳以下の子どもがいるひとり親家庭の保護者と子どもの医療費を助成します。
- ◆東京都内に6か月以上居住している母子家庭で、20歳未満の子どもを扶養している方を対象に、「東京都母子福祉資金」の貸付をします。
- ◆母子家庭の母親の自立を促進するため、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合の受講料の一部を支給します。
- ◆母子家庭高等技能訓練促進費事業を充実させ、母子家庭の母親が看護師等の資格取得のため、専門学校等に入学する場合に一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。
- ◆母子家庭の母親や寡婦の自立に必要な相談や支援を行います。
- ◆民生委員・児童委員は、地域社会の中で問題を抱えている方の調査・相談・指導・助言に当たる一方、関係行政機関に対する協力活動も行っています。また、児童委員も兼ねていて、いじめや児童虐待の問題など子育て支援に関することにも取り組んでいます。主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。
- ◆地域の課題をきめ細かく把握していくため、民生委員・児童委員はふれあい福祉委員と連携・協力しながら活動を展開しており、今後も活動の充実を図ります。
- ◆就労機会に恵まれないなど、安定した生活基盤を築くことが困難な低所得世帯の社会的な自立に向け、各種助成についての情報提供や相談体制の充実などを行います。

(3) 障がい児施策の充実

【対応が求められていること】

- ◆障がい児の成長を支える、保健、医療、福祉、教育等の環境が整っていること。
- ◆障がい児などが、個々のニーズに応じて、障がいの状況にふさわしい教育が受けられること。

【基本的な方向】

- ◆保護者の負担軽減を行います。
- ◆特別支援教育など、障がいのある子どもへの教育環境を一層整備・充実します。
- ◆保育園・幼稚園・学童クラブでの受け入れを進めます。

【取り組み】

- ◆20歳未満の障がい児の保護者に特別児童扶養手当を支給します。
- ◆保護者が疾病、冠婚葬祭等のため介護が一時的に困難となった場合に、障がい児を家庭で保護をする「心身障がい児の緊急一時保護」を継続して実施します。
- ◆本市がこれまで進めてきた特別支援教育の成果を踏まえ、現在抱えている課題の解決を図りながら、障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組んでいきます。
- ◆保育園・幼稚園へ巡回相談員を派遣し、園児の適切な支援のあり方について、保育者にアドバイスを行うとともに、障がいの早期発見・早期対応に努めます。また就学支援シートを活用し、保育園・幼稚園と学校との間で特別な支援の必要な児童の情報を共有し、個々のニーズに応じたきめ細かい対応に努めます。
- ◆障がい児が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、特別支援学級（固定）の充実を図ります。
- ◆学習障害や多動、また情緒的に不安定で心理的に配慮が必要な子どもが、各学校の通常の学級に在籍したまま通級し、個別指導や小集団指導を受けられるよう、特別支援学級（通級）の充実を図ります。
- ◆身体障害1級から4級まで、知的障害1度から4度まで、あるいは脳性麻痺や進行性筋萎縮症などの20歳未満の障がい児に対し「心身障害者福祉手当」を支給します。
- ◆身体障害者手帳1級から3級まで、愛の手帳1度から3度までの手帳をもつ障がい児に対し「心身障害者（児）交通費等助成金」を支給します。
- ◆20歳未満で身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする障がい児に対し「障害児福祉手当」や「重度心身障害者手当」を支給します。
- ◆保育を必要とする障がい児を対象に、保育園・幼稚園・学童クラブで障がい児保育事業を行います。
- ◆障がい児の療育相談などを実施している支援機関と連携し、在宅生活を支援します。
- ◆居宅介護（ホームヘルプサービス）や移動支援など、障害者自立支援法の各サービスを利用して、障がい児の在宅生活、あるいは外出支援や余暇活動の参加を促進します。

5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の整備

【対応が求められていること】

- ◆子どもを連れた市民にとっても“やさしい”まちであること。

【基本的な方向】

- ◆高齢者や障がい者、子どもを連れた市民にとってやさしいまちは、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識のもと、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

【取り組み】

- ◆地域特性を活用し、河川、丘陵、緑地等、恵まれた自然を遊び場として情報提供するとともに、身近な地域での公園設置については、「あきる野市緑の基本計画」と合わせて整備の検討を進めます。
- ◆公共施設、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化及び市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。
- ◆新築の市有建築物についてはバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めるとともに、既存建築物についても計画的に改善・整備を進めます。
- ◆平成18年に施行されたバリアフリー新法に基づき、総合的にバリアフリー化を進めるための「基本構想」の策定について検討を進めます。駅周辺の整備に合わせ、策定していくこととします。
- ◆鉄道やバス等の公共交通機関事業者に対し、施設・車両のバリアフリー化の取り組みを要請していきます。
- ◆東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供、適合証の交付などを行います。



都立秋留台公園で遊ぶ子どもたち

(2) 子ども等の安全の確保

【対応が求められていること】

- ◆子どもが交通事故や犯罪、災害などから守られること。
- ◆地域で子どもを守る意識を高めること。

【基本的な方向】

- ◆関係機関の連携・協力体制を強化します。
- ◆子どもの安全に係わる地域の取り組みを強化します。

【取り組み】

- ◆青少年健全育成地区委員会では、子どもたちが通学途中や遊びの際に犯罪に巻き込まれそうになったときや困ったことが起きたときに避難できるよう、関係機関や地域の方々の協力により「がくどうひなんじょ」の看板を設置し、地域ぐるみで子どもが安全で安心して活動できるよう地域の支援体制の構築に努めています。
- ◆市広報紙・ホームページを活用し、防犯活動のPRの充実を図ります。また、警察、防犯協会、町内会・自治会及び関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。
- ◆保育園、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取り組み体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。
- ◆交通事故防止の推進を図るため、警察、交通安全協会の協力を得て、交通安全運動や交通安全教室などの講習会を通じ意識の高揚を図ります。
- ◆消防署と消防団の連携を軸にして防災・消防対策を推進します。更に、平成20年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。
- ◆関係機関と調整を行い、災害時の要援護者の安否確認、避難、救援のための支援体制づくりを検討します。
- ◆学校安全ボランティア、学区安全推進会議、地域学校安全指導員等による巡回指導等の活動を支援します。



登下校時の見守り活動

第3節 事業計画

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

(1) 子育て支援サービスの充実

事業	現状 (平成20年度実績)	平成26年度までの 目標・方向性
子ども家庭支援センター	平成14年度に子ども家庭支援センターを開設 平成18年度から先駆型子ども家庭支援センターに移行	継続実施します。 相談事業等の周知を図ります。 土、日、夜間業務や保護者の交流や子育てに関する悩みなどが気軽に相談できる場の開設について検討します。 平成22年度に総合的な子育てガイドブックを作成します。
ファミリー・サポート・センター	会員数381人 活動件数1,526件	継続実施します。 会員の増加を推進します。
子育てひろば事業	秋川あすなる保育園、西秋留保育園を指定して、育児不安等についての相談・援助、子育てについての講習会等の事業を実施	継続実施します。 五日市地区での事業実施について検討します。
児童手当の支給	平成18年度から対象を小学校修了前(12歳到達後の最初の3月31日まで)の児童に拡大 受給児童数 5,622人	平成22年度から、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するという趣旨のもと、児童手当に代わり、子ども手当を創設し、支給額の増額及び対象を中学生修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の生徒に拡大する予定。
乳幼児医療費の助成	医療費助成件数 都補助分 82,664件 市単独分 4,103件 計 86,767件 平成20年度に所得制限の撤廃を実施	継続実施します。 国の制度となるよう要望します。
義務教育就学児医療費の助成	平成19年10月から実施 医療費助成件数 38,923件	平成21年10月から、助成額の拡大を図りました。 所得制限の撤廃や国の制度となるよう要望します。
幼児クラブ	10館 延284回実施 参加者5,329人	継続実施します。 各館年間30回程度実施します。
入院助産費の支給	助成件数実績 平成18年度 4件 平成19年度 2件 平成20年度 0件	継続実施します。

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
児童館の整備、事業内容の充実	延べ利用者数 37,353 人 1日の平均利用者数 127 人 (併設児童育成会を含んだ利用者数、延べ 127,898 人、1日 437 人)	年間利用者数 35,000 人以上、1日の平均利用者数 120 人以上を維持します。 各種の体験活動を進めます。 耐震基準に適合しない児童館の耐震化を図ります。 児童館が設置されていない小学校区に設置されている児童クラブ事業を充実し、子どもの遊び場を確保します。
放課後対策事業	2児童クラブ 戸倉 290 日実施 小宮 293 日実施 延べ利用者数 6,233 人 1日の平均利用者数 21 人	継続実施します。 年間利用者数 5,800 人以上、1日の平均利用者数 20 人以上を維持します。
放課後子ども教室	2学校で実施	継続実施します。
幼稚園における就園前児童の子育て支援事業	子育て相談 5園 未就園児の保育 6園 園庭・園舎の開放 5園 子育て講座・講演会 1園	継続実施します。



児童館の餅つき大会

(2) 保育サービスの充実

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
通常保育事業	認可保育所 市立 5 園、私立 10 園 定員 1,578 人 入所児童数 1,755 人 待機児童数 40 人 草花保育園建替え工事（平成 20・21 年度）により、平成 21 年 9 月（定員 150 人）に 30 人増加しました。	待機児童の解消をめざします。 誠和保育園は、平成 21、22 年度に建替え工事を実施します。秋川あすなる保育園は、平成 22 年度に増築工事を実施します。これにより定員が、誠和保育園で平成 23 年 1 月（定員 130 人）に 30 人増加、秋川あすなる保育園で平成 23 年 4 月（定員 150 人）に 30 人増加します。 東秋留保育園は、平成 23 年 4 月 1 日に民設民営化し、その後、2 年以内に建替え工事を実施します。これにより定員が（定員 150 人）30 人増加します。
保育園の増改築の推進	草花保育園建替え工事（平成 20・21 年度）	誠和保育園は、建替え工事。秋川あすなる保育園は、増築工事を平成 21・22 年度に実施します。 東秋留保育園は、民営に移設後、建替え工事を実施します。 老朽化の進む私立保育園にあっては、国の補助制度を活用し、補助事業を実施します。
乳幼児一時預かり事業（一時保育事業）	公立保育園 1 園、私立保育園 10 園 延利用人数 611 人	継続実施します。
乳幼児短期保護（ショートステイ）事業	1 か所 定員 0 歳から 2 歳 5 人 3 歳から 5 歳 5 人 利用人数 延 176 人	継続実施します。
病後児保育事業	1 園 定員 4 人 利用人数延 4 人	継続実施します。 平成 21 年度から、利用申込を直接園で行えるように変更しました。
トワイライト（夜間一時預かり）事業	未実施（新規）	保護者の要望や状況を確認しながら実施について検討します。
延長保育事業	1 時間延長 7 園（公立 1 園、私立 6 園）延べ 20,082 人 30 分延長（公立 3 園）延べ 469 人	民間保育園で 1 園 1 時間の延長保育を実施します。
休日保育事業	1 園 利用人数延 170 人 （実人員 26 人）	継続実施します。

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
低年齢児保育	私立保育園 10 園で0歳児保育実施中 公立保育園5園のうち1園で0歳児保育実施中	継続実施します。 東秋留保育園は、平成23年4月1日に民設民営化し、その後、2年以内に建替え工事を実施します。建替後に0歳児保育を実施します。
家庭福祉員事業	家庭福祉員登録は1人(草花地区) 延人数53人	継続実施します。
公立保育園の民間委託化の促進	指定管理者制度 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで(福)秋川あすなろ会	平成23年度に東秋留保育園及び西秋留保育園を民設民営化します。
幼稚園預かり保育事業	幼稚園児の保護者が就労等で幼稚園の基本保育時間での送迎に間に合わない場合、幼稚園での預かり保育を実施 6園実施 911日 13,791人	継続実施します。
保育園・幼稚園の園庭開放	保育園や幼稚園で未就園児や保護者を対象に、園庭開放や交流事業などを実施	継続実施します。
学童クラブ事業	10か所 平成18年度から開設時間を延長し、学校休業日を午前8時30分から午後6時まで、土曜日を午前9時から午後5時45分までとした。 入会者数634人 待機児童数151人 延べ利用者数112,442人 1日の平均利用者数384人	平成21年度では、学童クラブ数を3か所増設し、13か所とし、入会定員を96人増員し、730人とします。 平成22年度には、秋留台学童クラブで開設時間を午後7時まで延長したモデル事業を始めます。 今後も既存公共施設の有効利用などの検討を進め、待機児童の解消に努めます。
障がい児保育事業	保育園17園 (受入人数39人) 幼稚園5園 (受入人数16人)	継続実施します。
認証保育所の充実	市内3園 利用人数 延555人 市外園 利用人数 延96人 合計利用人数 延651人	継続実施します。

(3) 子育て支援のネットワークづくり

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
子育て関連情報提供の推進	るのキッズ通信（旧子育て支援情報誌）年間4回 各回 800 から 900 部発行	るのキッズ通信の作成・配布を継続実施します。 のびのびサポートブックをさらに発展させた、仮称「新のびのびサポートガイドブック」を平成22年度に作成・配布します。
子育てグループ等への支援	子育てグループ会議 2回 交流会 1回	毎年開催される「子育て講座」から新しく出来るグループの支援や全体の交流会を開催し、情報交換等、親睦を図ります。
保育園・幼稚園地域活動	保育園、公立5園、私立10園で実施	継続実施します。 保育園等を通じて事業を周知していきます。
保育園・幼稚園・児童館における子育て相談の充実	保育園 公立5園、私立10園で実施 幼稚園 5園で実施 児童館 10館で実施	継続実施します。



楽しく遊ぶ園児たち

(4) 仕事と子育ての両立支援の推進

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
男女共同参画	男女共生セミナー、ライフステージセミナー、女と男のライフフォーラムの実施 公募による市民編集委員により編集した男女共同参画情報誌「f・wave」を年2回発行 男女共同参画推進会議の開催	継続実施します。 「あきる野市男女共同参画計画」の第2次計画を策定します。
育児休業制度等の普及啓発	公共施設の案内コーナーなどに、リーフレット・パンフレットを置く 広報でワークライフバランスをPR	継続実施します。 可能な限り広報などでのPRに努め、特に事業者へのPRが必要と考えられるものについては、商工会に周知依頼をする等、普及啓発を進めます。
再就職支援	平成 20 年度にあきる野市地域雇用問題連絡会議の発足	あきる野市地域雇用問題連絡会議を開催します。 現在ワーキングセミナーに関して継続実施しているのは、中高年齢者向けのものですが、あきる野市地域雇用問題連絡会議を毎年開催することで、市・ハローワーク・労働基準監督署3者の連携を深め、子育て中の女性向けのセミナーを開催する等、労働施策の展開へとつなげられるように協力体制を深めていきます。
ファミリー・サポート・センター (再掲)	会員数 381 人 活動件数 1,526 件	継続実施します。 会員の増加を推進します。
病後児保育事業 (再掲)	1 園 定員 4 人 利用人数延 4 人	継続実施します。 平成 21 年度から、利用申込を直接園で行えるように変更しました。
トワイライト(夜間一時預かり)事業 (再掲)	未実施(新規)	保護者の要望や状況を確認しながら実施について検討します。

2 健康づくりの充実

(1) 母と子の健康の維持・増進

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
母子健康手帳の交付	母子健康手帳を健康課で交付 (679 冊) 妊婦面接を実施	継続実施します。
健康診査	3～4か月児健康診査 対象者数 614 人、受診者数 592 人 (96.4%) 1歳6か月児健康診査 対象者数 745 人、受診者数 710 人 (95.3%) 3歳児健康診査 対象者数 713 人、受診者数 671 人 (94.1%) 6～7か月児、9～10 か月児健康診査 受診者：6～7か月児 623 人、9～10 か月児 621 人 乳幼児発達健康診査 乳児：実人員 6 人、幼児：実人員 20 人 乳幼児経過観察健康診査 乳児：実人員 18 人、幼児：実人員 18 人 妊婦健康診査 (医療機関委託) 2回から5回に変更 受診者：延 2928 人	継続実施します。 乳幼児健診の受診率が 95%を下回らないように維持します。
歯科健康診査	妊婦： 一般歯科健康診査 67 人 乳幼児： 歯科健康診査 1,831 人 1歳6か月児健康診査 710 人 3歳児健康診査 671 人	継続実施します。

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
母親学級(母性科、育児科)	母親学級 母性科：受講者 311 人 両親学級：受講者 111 人 (土曜日開催) クッキングコース 35 人 離乳食教室 受講者数 初期：大人 102 人・子ども 102 人 中後期：大人 74 人・子ども 74 人 完了期：大人 80 人・子ども 79 人 育児グループ：大人 104 人・子ども 105 人	継続実施します。 市民のニーズにあった講座の開催日及び内容を検討します。
訪問指導	妊婦 3 人 産婦 242 人 新生児 217 人 未熟児 11 人 その他 73 人	訪問指導員(民生委員等)により乳児家庭全戸訪問を実施します。
むし歯予防教室・歯科予防処置	むし歯予防教室 97 人 歯科予防処置 1,693 人	継続実施します。 市民のニーズにあった講座の開催日及び内容を検討します。
育児相談・一般相談	3歳児経過観察健康診査(心理) 個別相談：実人員 17 人 グループ指導：実人員 20 人 1歳6か月児経過観察健康診査(心理) 個別相談：実人員 39 人 グループ指導：実人員 19 人 保健指導(健康相談)実施状況(延数) 妊産婦：面接 659 人、電話 316 人 乳幼児：面接 410 人、電話 493 人 その他：面接 0 人、電話 15 人 育児相談 乳児 739 人、幼児 1,731 人 栄養相談 妊産婦：個別栄養指導 223 人 乳幼児：個別栄養指導 2,469 人	今後は、総合的な相談に対応できるよう窓口の充実を図ります。また、親同士の仲間づくりができるよう支援を進めます。 相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるような体制づくりを進めるとともに、職員の学習機会を増やします。

(2) 学童期・思春期の健康づくりの支援

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
学校と連携した健康教育の充実	全小・中学校に学校保健委員会を設置し、児童・生徒の体育健康教育の充実を図っています。	学校での健康教育を進めるため、教育委員会と連携方法について検討します。
	未実施（継続検討）	学校での健康教育を進めるため、教育委員会と連携方法について検討します。

(3) 地域からの健康づくり

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
老人会、町内会・自治会、サークル等の健康づくりの取り組みへの支援	1 か所	地域での自主的な健康づくり活動の支援を継続します。
健康づくり推進協議会	協議会委員 20 人 開催回数 3 回 出席委員延 59 人	地域の実情に応じた健康づくり対策を協議します。 平成 24 年度に増進計画の中間評価を実施します。
健康づくり市民推進委員活動の支援	会議 45 回 研修会 16 回 地区活動 14 回 健康づくり市民推進委員 128 人	地域で活動するための支援を進めます。
あきる野市健康のつどい	延べ入場者数 5,837 人	健康に関する市民意識の高揚を図り、疾病を予防することを目的に継続して開催します。
保健事業ボランティアの育成	行政と市民との協働による健康増進計画推進事業の実施 保健事業への協力 新規登録者 1 人（一般市民）	健康づくり市民推進委員経験者等のボランティア活用を進めます。

(4) 食育の推進

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
保育園・幼稚園・学校との連携	給食センターとの連携(夏休み料理教室へ参加及び講師 6回) 関係部署との連絡会	継続実施します。
	小・中学校における食育全体計画の作成	継続実施します。
家庭・地域における食育の推進	未実施(継続検討)	関係機関と連携し食育推進のあり方を検討します。
健康づくり市民推進委員会による食育の推進	食俱樂部部員 28人 (構成:現役推進委員とOB) 毎月 19 日に研修会の実施 産業祭、健康展での食事バランスガイドの啓発	継続実施します。 関係機関と連携して、食に関する取り組みを検討します。



地域での食育推進活動



夏休み料理教室

(5) 心の健康づくり

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
相談体制の充実	未実施(継続検討)	相談しやすい体制づくり、仕組みづくりを進めます。

3 親と子どもの教育環境づくり

(1) 次代の親の教育

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
家庭教育学級等の講座事業	「聞こえますか、心のひびき? アイリッシュハーブの調べにのせて」中学校生徒及び保護者を対象に講座を実施、小学生親子を対象にDIY講座を実施	子どもの成長・親自身の成長を支援する講座を実施していきます。
託児付き主催事業(公民館保育室の活用)	家庭教育学級等、子育て中の親が参加できるように託児付講座として2講座実施	継続実施します。
子育てに関する意識についての啓発活動の推進	母親学級等事業の中でリーフレットの配布などにより子育て意識の啓発を実施	継続実施します。
家庭における基本的な生活習慣の形成と家庭学習支援	<p>「おとなが手本のある野市」推進事業～あいさつ運動を広めよう～『おとなが手本のある野市フォーラム』</p> <p>1部 あいさつ標語表彰式</p> <p>2部 啓発講演会</p> <p>3部 ふれあいコンサート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ標語応募総数 1,399 作品 ・あいさつ標語懸垂幕等の作成 ・あいさつ標語かるた作成 	<p>家庭・学校・地域及び関係機関との連携・協力のもと、健全な家庭づくりに向けた啓発活動を進め、家庭の教育力、地域の教育力をさらに高めていきます。</p> <p>おとなが率先してルールを守り、子どもたちの見本となるよう「おとなが手本のある野市」を引続き保護者や市民に対して啓発活動を行うための連携体制を整えます。</p>

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
「あきる野市教育の日」(12 月第 1 土曜日) 推進事業	小学生 6 名による人権メッセージの発表	継続実施します。
学校における学力向上の取り組み	教員補助員の配置 小学校 8,400 時間 中学校 4,600 時間 特別支援指導補助員の配置 小学校 3,000 時間 中学校 690 時間	学習環境の整備・充実を進めるため、教員補助員の配置、時間数等について検討します。
読書活動	児童館での読み聞かせ 5 館、44 回、1,511 人	5 館、40 回実施し、参加者 1,000 人以上を継続して実施します。
	学校図書館補助員の配置 小学校・中学校 7,200 時間	事業の充実を図るため、学校図書館補助員の配置、時間数等について検討します。
	学校における読みきかせボランティアの活用	継続実施します。
	あきる野市子ども読書活動推進計画に基づきブックスタート事業の実施 おはなし会 145 回、参加者 3,626 人 児童館への読み聞かせボランティア派遣 26 回、参加者 1,032 人 人形劇 3 回、参加者 105 人 わらべうた 16 回、参加者 491 人 講演会 2 回、参加者 43 人 原画展 3 館で開催 ボランティア研修 4 回、参加者 15 人 ブックスタート 16 回、配布数 411 パック	あきる野市子ども読書活動推進計画に基づき、読書活動を充実させていきます。特に幼児期からの読書環境を整えるために、わらべうたや絵本の読み聞かせを楽しみながら、親子のふれあいや読書の大切さを啓発します。また、図書館だけでなく、保育園、幼稚園、学校など子どもの読書活動に関わる機関との連携を深め市内全体として取り組んでいきます。
道徳地区公開講座	道徳の時間の授業の公開 小学校 168 学級 中学校 67 学級	道徳授業地区公開講座への市民参加の強化を図ります。
学校週 5 日制に対応した学校外活動	児童館の土曜開館及び土曜対策事業の実施 4 教室 106 人	5 教室、参加者 110 人以上をめざします。

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
教育相談事業	教育相談所 延べ 928 件	教育相談活動の一層の充実を図ります。
	せせらぎ教室 15 人(児童 5 人・生徒 10 人)	不登校児童・生徒の保護者と在籍校が連携を図り、適応指導教室の機能を最大限に活用します。
	スクールカウンセラーの配置 市内全 6 中学校及び小学校 2 校にカウンセラーを各 1 人配置	小学校配置学校数の増加を図ります。
学校評議員制度	全 18 校に 136 人を任命 学校評価委員会を兼ねて任命	継続実施します。 地域と連携した学校運営を図ります。
「開かれた学校づくり」の推進	学校公開 授業参観・行事参観を全 18 校で実施	継続実施します。
	夜間照明のある施設や屋内施設は夜 10 時まで利用可能 野球、ソフトボール、サッカー、陸上競技、バレー、バスケット等、子どもから大人まで利用している	継続実施します。
就学援助費支給制度	経済的理由により学用品等の購入が困難な世帯に対して、市が援助を行うことにより保護者の経済的負担の軽減を図ります。 支給金額 小学校 34,851,811 円 中学校 30,686,258 円	継続実施します。
保育園・幼稚園・学校との連携	保育園長、幼稚園長、小学校長連絡会の実施(平成 15 年度から)	保育園、幼稚園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。
幼児や子どもの成長を支援する学習	大会・教室関係事業 子どもすもう大会 335 名 小学生水泳教室 延べ 157 名 少年サッカー教室 195 名 親子関係事業 親子開放(のびのび)教室 延べ 3,122 名	現状の参加を継続維持します。 今までの実施状況を考慮し、事業全体の充実を図ります。

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
幼児教育に対する支援	幼稚園・幼児園（7か所） 園児数 1,115 人 私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業（補助対象人員 752 人） 私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付事業（補助対象延べ人数 12,903 人） 私立幼稚園協会研修費補助金交付事業 私立幼稚園教育振興費補助金交付事業 私立幼稚園等心身障害児教育事業補助金交付事業（対象園児数 5 人）	継続実施します。
自然体験・社会体験等学習事業	市域の 6 割を占める森林を対象に将来に渡って保全・活用の方向性を定める「郷土の恵みの森構想」において、環境教育や郷土教育の学習の場としての森林の活用について、地元町内会・自治会と意見を交わしながら研究をする。 平成 20 年度にパイロット事業「里山探検隊」（菅生若宮の森にて）実施	若宮の森の活用を図るため、まずは地元町内会をはじめとする関係団体と意見を交換し、方向性を定めていきます。
保育園・幼稚園・学校との連携（食育の推進）（再掲）	給食センターとの連携（夏休み料理教室へ参加及び講師） 6 回 関係部署との連絡会	保育園、幼稚園、学校との連携を検討します。
	小・中学校における食育全体計画の作成	保育園、幼稚園、学校との連携を検討します。

4 要保護児童への対応の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
児童虐待防止活動の普及啓発	ポスター掲示、チラシ・リーフレットの配布、市広報紙、ホームページに掲載	市広報紙・ホームページなどを有効に活用し、児童虐待防止のための啓発を図ります。 平成 17 年 3 月に作成した児童虐待防止対応マニュアルの見直しを 21 年度に行い、22 年度に新規作成・配布します。
児童虐待防止等支援機関の連携強化	ケース会議 28回	児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における関係機関相互の情報交換や連携の強化を図ります。
要保護児童対策地域協議会	代表者会議 2回 個別ケース検討会議 4回	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。

(2) ひとり親家庭等への支援の充実

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ヘルパー派遣会社への委託事業 1 社 延 344 日	継続実施します。
児童育成手当の支給	支給件数 16,202 件	継続実施します。
児童扶養手当の支給	受給件数 1,919 件	継続実施します。
ひとり親家庭医療費の助成	医療費助成件数 15,390 件	継続実施します。
東京都母子福祉資金	貸付を実施	継続実施します。
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	平成 20 年度より事業を実施 実績 0 人	継続実施します。
母子家庭高等技能訓練促進費事業	平成 20 年度より事業を実施 実績 4 人	継続実施します。
母子・女性相談	母子・女性相談回数 1,590 回	継続実施します。
民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員 定数 70 名 相談・支援件数 3,476 件	継続実施します。
低所得世帯に対する 相談支援	生活保護相談	継続実施します。
	生活資金貸付	継続実施します。
	生活安定応援事業（都事業）	平成 23 年 3 月終了予定です。

(3) 障がい児施策の充実

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
特別児童扶養手当の支給	受給件数 150 件	継続実施します。
心身障がい児(者)の緊急一時保護	介護人登録者数 64 人 延べ保護人数 359 人	継続実施します。 更なる周知を図ります。
特別支援教育	特別支援教育検討委員会の開催(2 回) 専門委員会の開催	障がい児の教育環境の一層の整備とともに、特別支援教育の理念に基づいた市内小・中学校の教育の一層の向上に取り組みます。
巡回相談事業	認可保育園・幼稚園に巡回相談員を派遣し、園児の適切な支援のあり方について、保育者にアドバイスを行う 保育園 16 園、幼稚園 5 園で実施 延べ 301 人	継続実施します。 就学支援シートを活用し、保育園・幼稚園と学校との間で特別な支援の必要な児童の情報を共有し、個々のニーズに応じたきめ細かい対応に努めます。
特別支援学級	特別支援学級(固定) 小学校 3 校 7 学級 46 人 中学校 2 校 5 学級 35 人 特別支援学級(通級) 小学校 4 校 8 学級 66 人 中学校 1 校 1 学級 6 人	特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる困難を克服するための教育を行う特別支援学級の適正規模化を図ります。
心身障害者福祉手当の支給	延べ支給人数 1,863 人	継続実施します。
心身障害者(児)交通費等助成金の支給	延べ支給人数 1,500 人	継続実施します。
障害児福祉手当の支給	延べ支給人数 388 人	継続実施します。
障がい児保育事業(再掲)	保育園 17 園(受入人数 39 人) 幼稚園 5 園(受入人数 16 人)	継続実施します。
巡回指導、相談事業等の実施	未実施(継続検討)	在宅での子育て支援として、保健師の家庭訪問などを通して適切な指導ができる体制について検討します。
障害者自立支援法における各種サービスの提供	支給決定した障がい児の数 居宅介護(ホームヘルプサービス) 5 人 短期入所(ショートステイ) 38 人 移動支援 73 人	継続実施します。

5 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良好な居住環境の整備

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
地域特性を活用した「遊び場」の提供	市立公園 64 か所(平成 20 年度に 5 か所増設) 民間遊び場 50 か所	「あきる野市緑の基本計画」に示された目標の継続
公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	セミフラット型の歩道整備(3 路線 209.3m) 踏切内のカラー舗装化(2 か所)	セミフラット型の歩道整備(2 路線 240m) 歩行空間のバリアフリー化も含め継続実施します。
	公共施設(建築物)バリアフリー化工事を実施	継続実施します。
交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定	建築物の整備に関する条例(建築物バリアフリー条例)の整合性を図り基本構想の策定準備として調査を実施	歩行空間のバリアフリー化も含めバリアフリー新法に基づく基本構想の策定を図ります。
公共交通機関に対するバリアフリー化の要請	残り駅 2 駅(東秋留駅、武蔵引田駅)のバリアフリー化を計画	鉄道事業者に対し、継続して残り 2 駅(東秋留駅、武蔵引田駅)のバリアフリー化の取り組みを要請します。
民間施設のバリアフリー化の推進	東京都の福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう指導や情報提供し、適合証を交付しています。	継続実施します。



安心して住める環境づくり



小峰公園で遊ぶ子どもたち

(2) 子ども等の安全の確保

事業	現状 (平成 20 年度実績)	平成 26 年度までの 目標・方向性
学童避難所の設置	設置数 885 関係機関や地域の方々の協力により「がくどうひなんじょ」の看板を設置し、地域ぐるみで子どもが安全で安心して活動できるように地域で支援	継続実施します。
防犯対策の推進	平成 17 年 1 月 1 日あきる野市安全・安心まちづくり条例施行 平成 17 年 2 月あきる野市安全・安心まちづくり協議会を設置	継続実施します。 市広報紙・ホームページを活用し、防犯活動の PR の充実を図ります。 警察、防犯協会、町内会・自治会及び関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図ります。
子どもの安全の確保	防災行政無線を活用した交通安全・防犯に関する放送、下校時の見守りの放送 庁用車に「防犯パトロール実施中」のステッカーを貼り移動時にパトロール	継続実施します。
交通安全対策の推進	平成 17 年 1 月から 10 日及び 20 日の午前 7 時 45 分に防災行政無線を活用し交通安全・防犯に関する放送を開始（10 日及び 20 日が土・日・祝日の時は翌日） 平成 20 年度に交通安全教育を実施	継続実施します。
防災・消防対策の推進	消防署と消防団の連携による防災・消防対策の推進 災害時要援護者への対応等については地域とともに具体的な検討を進めている	消防署と消防団との連携で防災・消防対策の推進を強固なものとし ます。 災害時要援護者への対応については、訓練等を交えながら、災害時における初動行動を確立します。 平成 20 年に組織された防災・安心地域委員会による自主防災活動の推進を支援します。
あきる野市地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業	学校安全ボランティア活動 学校安全推進会議 学校安全講習会 地域学校安全指導員	継続実施します。
安全マップ	全小学校で地域・保護者と連携した、児童による地域安全マップを作成し、児童の危険回避能力を向上	安全マップの活用を推進します。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 市民参加による計画の推進

あきる野市は、豊かな自然と歴史に育まれた温かい地域社会と、人と人とお互いに助け合う風土があります。このすばらしい風土をいかし、充実した子育て・子育てができるよう担い手となるすべての市民と協働を図りながら、本計画に描かれた様々な施策を展開していきます。

2 関係機関及び団体との連携・協働

子ども、その保護者及び子育てに関わるすべての市民が、充実した子育て・子育てができるまちづくりを進めるには、保健、医療、福祉、教育等の関係機関をはじめ、町内会・自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体、市民活動団体、サービス事業者等との連携と協働が必要です。すでに構築されているネットワークをいかながら、さらに連携強化を図り、充実した子育て・子育てができるまちづくりを推進します。

3 人材の養成・確保

充実した子育て・子育てができるようにするためには、行政はもとより、関係機関において専門的な知識・技術を有する人材を養成・確保していくとともに、地域で活動するボランティア団体、市民活動団体等を育成していくことが大切です。

専門的な知識・技術を有する人材の養成・確保については、東京都や関係機関と連携を図り、専門研修の実施や必要な情報の提供等を行うとともに、社会福祉協議会などと協力して、幅広く子育て・子育て支援を担う人材の育成を推進していきます。

第2節 計画の公表・評価

この計画は、市民が主役の計画です。計画は、市のホームページやあらゆる機会を通じて公表に努めます。また、施策の進捗状況等については、行政評価システムにより、把握、評価をしていきます。

資料編

資料1 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く市民の意見を反映したものとするため、あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- （1）地域福祉に関すること。
- （2）健康づくりに関すること。
- （3）児童福祉に関すること。
- （4）障害者福祉に関すること。
- （5）高齢者福祉に関すること。
- （6）その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）地域福祉関係団体の代表者
- （2）健康づくり関係団体の代表者
- （3）児童福祉関係団体の代表者
- （4）障害者福祉関係団体の代表者
- （5）高齢者福祉関係団体の代表者
- （6）市民の代表
- （7）関係行政機関の職員
- （8）市職員

2 前項第6号の委員については、公募により選考することができる。

（委嘱等）

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

（任期）

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第6号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要の都度開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

資料2 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	所属等	備考
1	小机 敏昭	あきる野市医師会会長	委員長
2	大西 一基	あきる野市民生・児童委員協議会会長	副委員長
3	坂本 栄司	あきる野市社会福祉協議会会長	
4	伊東 満子	あきる野市健康づくり市民推進委員会会長	
5	私市 剛	あきる野市民間保育園園長会会長	
6	濱川 喜亘	あきる野市私立幼稚園協会会長	
7	中村 英晴	あきる野市障害者団体連絡協議会副会長	
8	小西 フミ子	あきる野市障害者団体連絡協議会運営委員	
9	加藤 達也	あきる野市指定居宅介護事業者連絡協議会会長	
10	浦野 太郎	あきる野市高齢者クラブ連合会会長	
11	三上 甚裕	市民の代表	
12	大塚 武則	市民の代表	
13	足立 マリ子	東京都西多摩保健所歯科保健担当副参事	
14	近藤 郡次	健康福祉部長	
15	多功 豊	子育て支援・児童担当参事	

資料3 あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム 設置要領

第1 目的及び設置

あきる野市の保健及び福祉を総合的に推進する施策の指針として、あきる野市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するに当たり、めざせ健康あきる野21、あきる野市次世代育成支援行動計画、あきる野市障害者福祉計画、あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画との整合性を図るとともに、効率的かつ効果的な策定を推進するため、あきる野市地域保健福祉計画策定推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

第2 所掌事項

プロジェクトチームは、前掲の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査、検討等を行う。

- (1) 地域福祉に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 児童福祉に関すること。
- (4) 障害者福祉に関すること。
- (5) 高齢者福祉に関すること。
- (6) その他地域保健福祉計画の策定に関すること。

第3 組織

プロジェクトチームは、健康福祉部長、健康福祉部子育て支援・児童担当参事、同部生活福祉課課長及び同課庶務計画係長、同部障がい者支援課課長及び同課障がい者相談係長、同部高齢者支援課課長、同課介護保険担当主幹、同課高齢者支援係長及び同課介護保険係長、同部子育て支援課子育て支援係長、同部児童課課長、同課児童館担当主幹、同課保育係長及び同課児童館担当課長補佐並びに同部健康課課長及び同課健康づくり係長をもって組織する。

第4 任期

メンバーの任期は、地域保健福祉計画の策定が終了したときに満了する。

第5 役員等

プロジェクトチームに、次に掲げる役員を置く。

- (1) リーダー 健康福祉部長
 - (2) サブリーダー 子育て支援・児童担当参事
- 2 リーダーは、プロジェクトチームを総括し、代表する。
 - 3 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

第6 会議

プロジェクトチームの会議は、必要の都度開催するものとし、リーダーが招集する。

2 会議の議長は、リーダーをもって充てる。

3 リーダーは、必要があると認めるときは、会議に関係職員等の出席を求め意見を聴くことができる。

第7 庶務

プロジェクトチームの庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から施行する。

資料4 計画の策定経過

平成21年 7月23日	<p>第1回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱書及び任命書の交付 ○委員長及び副委員長の選出 <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画策定にあたって ○計画策定にあたっての日程等について
9月30日	<p>第2回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○アンケート結果について ○既定計画の検証結果について
10月22日	<p>第3回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○分野別施策体系及び施策について ○あきる野市次世代育成支援行動計画について
11月25日	<p>第4回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（素案）について ○あきる野市次世代育成支援行動計画（素案）について
平成22年 1月13日	<p>第5回 あきる野市地域保健福祉計画市民検討委員会</p> <p>【議題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（案）について ○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）について ○パブリックコメントの実施について
2月15日～ 3月1日	<p>パブリックコメント（意見募集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画（案） ○あきる野市次世代育成支援行動計画（案）
4月1日	<p>計画の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○あきる野市地域保健福祉計画 ○あきる野市次世代育成支援行動計画

資料5 あきる野市次世代育成支援に関するニーズ調査

1 調査の目的

「あきる野市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定するにあたり、子育ての実態や今後必要とされる子育て支援についての意向を把握するため、就学前児童と小学生の保護者を対象に市民アンケートを行いました。

2 調査の時期及び方法

- (1) 配布 平成21年2月
- (2) 回収 平成21年2月～5月
- (3) 方法 郵送配布、郵送回収

3 調査の種類及び対象

(1) 就学前児童アンケート調査

市内居住の0～5歳（平成20年4月1日現在の年齢）の児童の保護者（無作為抽出）

(2) 小学生児童アンケート調査

市内居住の小学1～6年生児童の保護者（無作為抽出）

4 アンケート件数等の状況

	就学前児童アンケート (0～5歳児)	小学校児童アンケート (6～11歳児)
A.児童人口	4,458	4,865
B.送付件数	834	693
C.抽出率	18.7%	14.2%
D.回収数	397	349
E.回収率(=B/D)	47.6%	50.4%

年齢基準日：平成20年4月1日

抽出日：平成21年2月1日

5 アンケートの調査結果

あきる野市次世代育成支援行動計画、第3章「第2節 アンケート調査の結果から」のとおりです。

資料6 用語の説明

【あ行】

愛の手帳

「愛の手帳」とは、知的障がいの方に交付される手帳のことです。東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障がいの程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。

【か行】

核家族

「一組の夫婦とその子供達」のみから成る家族をいいます。具体的には、

- 1 夫婦のみの家族
- 2 夫婦と未婚の子供から成る家族
- 3 男親と未婚の子供から成る家族
- 4 女親と未婚の子供から成る家族

の4種類の家族を指します。

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推理する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障がいを指すものです。

学童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童（おおむね10歳未満）に対して、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。

寡婦

夫と死別し、再婚しないでいる女性の方をいいます。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

子育て・子育て

「子育て」とは、子ども自身が自らの力で心身ともに成長することをいいます。一方、「子育て」は親や地域社会などが子どもを育てることをいいます。

子ども家庭支援センター

子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービス等の提供、サービス調整、地域組織化等の事業を行う、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークの中核的な拠

点です。

【さ行】

児童育成会・学童クラブ

平成 21 年度から児童育成会の名称を学童クラブに変更しました。用語の説明は「学童クラブ」の項を参照ください。

児童クラブ

児童館、学童クラブがない戸倉小地区、小宮小地区に児童館活動類似の施策として、平成 14 年 10 月から実施している放課後対策事業です。実施にあたっては、それぞれの地区のコミュニティ会館内に拠点を置き、当該児童クラブの児童が在籍する小学校の校庭、体育館等を使用しています。

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図る民間の公益的自立組織で、市区町村、都道府県・指定都市、全国を単位に設置されています。ボランティア活動の推進、住民福祉活動、福祉サービス事業の実施、相談・情報提供、関係機関の連絡・調整などに取り組んでいます。

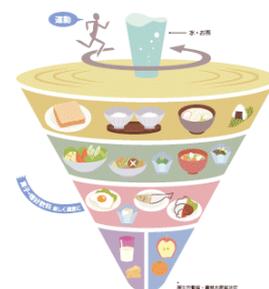
障害者自立支援法

障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために成立しました。これによりサービス利用者のニーズや障がいの程度に応じてサービスが公平に提供されるようになりました。

食事バランスガイド

平成 17 年 6 月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したものです。

望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されています。



セミフラット型歩道

歩道の高さが車道よりやや高い（5cm 程度）歩道形式のことです。セミフラット型歩道では、すりつけ勾配（舗装面等において、高さの違う箇所を結んだ傾斜面の傾き）を少なく抑えています。セミフラット型に対し、車道と同じ高さの歩道形式をフラット型歩道といい、車道より高い（10cm～25cm）歩道形式をマウントアップ型歩道といいます。

スクールカウンセラー（スクールカウンセリング）

児童生徒の心理的な発達を援助する活動をする人のことをいいます。

【た行】

待機児童

保育に欠ける児童の保育所（認可保育所）入所申請をしているにもかかわらず、希望する

保育所の施設定員を超過する等の理由で入所できない状態、またはその状態にある児童をいう。

地域福祉

地域社会を基盤とした福祉で、人々が手を携えて生活の拠点である地域に根ざして助けあい、生活者として、それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるようにしていくことが求められています。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されたものです。責任主体は市町村です。

注意欠陥／多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

特別支援教育

これまでの心身障害教育で対象としてきた障がいに加え、学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の障がいのある児童・生徒等の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育のことをいいます。

【な行】

乳幼児健康診査

乳幼児の発育状況や栄養状態の観察、問診、診察を通して、疾病や障がいの早期発見を目的とした健康診査のことです。母子保健法においては、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査があります。

認証保育所

児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。

【は行】

母親学級

各市区町村の保健所や母子健康センター、病産院で行われます。プログラムの内容は実施機関によって異なりますが、お産の流れを学んだり、妊娠体操や呼吸法の実技、栄養指導、新生児の沐浴指導などが行われます。最近では父親も一緒に参加して妊娠・出産・育児について学ぶ「父親学級」「両親学級」を開催するところも増えています。

バリアフリー

障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することを意味します。段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など、すべての障壁の除去という意味でも用いられます。

バリアフリー新法

平成 18 年 12 月に施行された法律で、正式名称を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といいます。

これは、以下の平成 6 年に制定されたハートビル法と、平成 12 年に制定された交通バリアフリー法が一体化して制定されたものです。そのため、交通バリアフリー法で対象となっていた公共交通機関や道路などに加えて、建築物、路外駐車場、都市公園にも、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合が求められるなど、バリアフリー化が促進されることとなりました。

※ハートビル法：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（建築物のバリアフリー化を進めるため、平成 6 年に制定）

※交通バリアフリー法：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（公共交通機関等のバリアフリー化を進めるため、平成 12 年に制定）

ハローワーク

公共職業安定所のことです。

厚生労働省の地方支分部局の一で、職業安定法に基づき、都道府県労働局長の指揮監督のもとに、職業紹介・職業指導・失業給付などに関する事務を無料で行う国の行政機関です。

ファミリー・サポート・センター

子育てに対する地域支援を推進するため、育児サービスの利用希望者とサービスの担い手の双方を会員として登録し、地域の人材を活用した相互援助活動が展開されるよう支援するセンターです。

ホームヘルパー

ホームヘルパーとは、老衰や心身の障がい等の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者や障害者の家庭を訪ね、身体の介護や家事サービスを提供する人のことをいいます。

【ま行】

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している方です。地域住民から社会福祉に関わる相談を受けるだけでなく、高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、新しい社会的問題に取り組んでいます。それぞれの地域で活動する民生委員は、民生委員法に基づいて委嘱されていると同時に児童福祉法における「児童委員」にあてられたものとされているため、「民生委員・児童委員」という呼び方がされています。

【や行】

ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいいます。一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられています。

【ら行】

ライフサイクル

人が生まれてから死に至るまでの過程のことです。

レクリエーション

仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすることです。また、その休養や娯楽のことをいいます。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味で、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるという考え方です。

【B】

BCG

BCGは結核の重症化を防ぐためのワクチンで、毒性を弱くした、生きた牛型結核菌です。

【N】

NPO（Non Profit Organization）

様々な非営利活動を行う非政府・民間の組織で、通常、民間非営利組織と呼ばれています。NPOには多種多様なものがあり、具体的な事業を運営する事業型NPO、そうした活動に資金を提供する助成団体、国際援助・交流を行う市民団体などが含まれます。

あきる野市次世代育成支援行動計画

平成22年（2010年）3月発行

編集・発行 あきる野市健康福祉部子育て支援課
〒197-0814
東京都あきる野市二宮350番地
電話（042）558-1111（代）